

北海道地域農業研究所第6回研修会

とき 平成十年二月二十六日
ところ 札幌北農健保会館

農地の流動化と担い手育成

今、北海道の農村では高齢化が進み、しかもこの高齢農家に後継者が不在であるというケースが多く見られます。このまま推移すれば各地で過疎化が進み耕作放棄地が大量に出現し、農村の崩壊につながりかねません。当研究所では早くからこの問題を取り上げ研究討議を行って参りましたが、本年度研修会では「農地の流動化と担い手育成」をテーマに、北海道東海大学の谷本教授と、先進的な活動を開催している、広島県農業開発公社の居升課長にご発表を頂き、研究討論を行いました。報告全文を掲載いたします。

ご挨拶

社団法人 北海道地域農業研究所

研究所長 七戸 長生



▲研究所長 七戸 長生

皆さんこんにちは。日頃は私たちの研究所のいろいろな業務に関連してご協力いただきましてありがとうございます。本日は今司会の幸さんのおほうから話がありましたように、こんなにたくさんの方々がお出でになるという予想がなかつたのですから、かなり手狭でこの研修会をやるのにはちょっとつらい感じになつておりますが、何分我慢してご協力いただければと思います。

本日のテーマの「農地の流動化と担い手育成」という問題ですけれども、ご存知のようすに北海道の農村では担い手の高齢化が大変進んでおり

ます。後継者が不足であるところとなり、その高齢の方々が現役からリタイヤすると、その後の土地を誰がどういう形で引き継ぐかということが、全道至る所の町村の問題点になつてゐるようになります。実際に私たち全国的なセンサスの数字などを見ましても、そういう扱い手がいなくなつたということを理由にする耕作放棄地がほうぼうに現れています。新幹線などで走つてみましても、平坦で耕作条件も良いのにどうして荒廃しているのだろうかと思うような土地が目につくようになつておられます。こういつ事態が進みますと耕作放棄地がどんどん増えてくる、さらに農業生産の環境が悪くなつてくる、過疎化が進むということで、農村の崩壊といつことが決定的な形で進みかねないような危機感を私たちは深くしているわけです。

もう一方では北海道・東北などが特に顕著ですけれども、農地の価格が最近非常に下がつてきております。けれども農産物価格とか農業所得、あるいは農業の収益性の低下傾向に比べれば農地価格はまだ高いといつような感じがあります。そういう収益のことからいって、農地は高いけれどもそこで農業をやつてゐる人から言へば、自分が一生をかけてやつていいることの資産価値がある程度高くなければさつぱり張り合ひが生まれないという問題があります。つまり農地価格の問題も、今日のテーマになつてゐる農地の流動化などと関連して、非常に重大な問題になつてきております。こうしたことから、日頃私たちの研究に非常に关心を持つつていただいている全道の市町村の方々、農協の方々の他に農業委員会あるいは農業委員の方々も今日はご出席いただいたようです。講演会でしたらここに講師が出てきて、その講師の話を聞いていただくので結構だと思いますけれども、研修会ですから、私たちはこの問題に対してどういう課題意識を持って取り組んでいるか、その場合にどういう課題の解決の方法があるか、そういうことをお互いに模索していける仲間だと思います。そういう意味合いで講師のお一人、谷本先生と、先ほど紹介がありました広島県の居升さんのお話をきつかけにして、大いに討

論しながら、私たちが直面している問題をいつたいどういう方向で解いていったらよいかといつて、お互いに研修し合つ場になることを期待しております。はなはだ雑駁ですけれども開会のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



▲研修会参加者

農地問題の現状と担い手対策

北海道東海大学国際文化学部国際文化学科 教授 谷本 一志

ただ今ご紹介にあずかりました北海道東海大学の谷本と申します。こういう機会を与えて戴きましたことを大変光栄に存じております。これら一時間半、この「農地問題の現状と担い手対策」という、非常に大きなテーマをこなせるかどうか不安ですけれども、問題提起をしながら一緒に考えていただきたいと思います。

一、耕境後退と農地取得強制

(一) 耕境外離脱と内包的集約化

それでは、お手元にある資料にのつとりながら進めさせていただきます。先ず最近の農地問題を一言二言で言うならば、耕境後退と農地取得強制という言葉に收れんされるのではないかと思います。一つには、府県では早くから農地がどんどん転用されて農地面積が人為潰滅していくわけですけれども、北海道も開発しながら潰滅してきた過程がずっとあるわけです。それは平成五年あるいはその前後までは、潰滅に対して開発のウエートがかなり高くて、耕地全体としては拡大してきました。もちろんそうしながらも転用、いろいろな形での潰滅も同時に進行してきたのですが、府県と同じようにこの何年から急激に開発がストップしました。しかし依然として潰滅はいろいろな形で続きますので、



▲谷本教授

平成五年ぐらいから明らかに耕地の減少局面に入っています。しかもそのスピードはこここの八年間ぐらいを見ても、七千ヘクタールほどの耕地面積が急激な勢いで減少はじめています。その背景には七戸所長が先ほど言われましたように、府県では条件の悪いところがもう一〇%なり一〇何%が耕作放棄されております。新幹線でも続々と荒れ地、あるいは耕作放棄が見られるわけですけれども、北海道はそれがあまりないのです。統計で見ても非常に少ないバーセントです。けれども実際にそれが守りきれなくて耕地面積が後退していっているというのは、どこの市町村でも現実的にはあるのです。従つて耕作放棄という現象ではない形で、耕境後退が急速な勢いで進んでいるのだというふうにみて取れるのではないかと思います。

もう一つ、これは随分前からですけれども、土地利用型の経営がなかなか価格支持も言めて手詰まりであるということです。それがどんどん下がつていっているものですから、土地を拡大するよりも既存の農地で集約化した野菜と花などのほうがよいという、これは專業農家も含めて相当な扱い手の層が土地不要という現象になります。この構造が脱却できなものですから続々と離農跡地が出るのですが、積極的に買いに行かない、あるいは行けないという構造になつてきているのだと思います。そういう中で、府県からみたら北海道の圧倒的なメリットだと思うのですけれども、土地利用型の経営展開がいろいろな意味で手詰まりになつてゐるところが、北海道にとつては非常に厳しい現状になつてきています。

(二) 農地購入強要と消極的土地区画整理事業

「農地取得強制と購入強要」、あるいは「農地取得強要」、それと「消極的土地拡大」というふうに書きましたけれども、一定程度の負債累積もありますし、跡継ぎのいない高齢農家も二割、後志管内でいえば三割ぐらいあるわけです。この農家にはもう跡継ぎがないのですから、

表1 北海道における耕地の拡張・潰廃面積の推移

単位:ha

年次	拡張面積						潰廃面積						面積 増減		
	田			畠			田			畠					
	計	開墾	田畠 転換	計	開墾	田畠 転換	計	自然人 為	田畠 転換	計	自然人 為	田畠 転換			
昭和35	8,070	1,120	6,770	8,120	7,470	251	16,190	905	654	251	2,800	5,697	6,770	3,705	12,485
40	7,960	1,010	6,860	13,800	13,100	458	21,760	2,240	1,784	458	3,600	16,818	6,860	5,840	15,920
45	3,940	1,650	2,270	24,500	22,900	1,180	28,440	2,110	931	1,180	3,800	11,500	2,270	5,910	22,530
50	933	444	489	25,200	23,900	1,290	26,133	3,820	2,530	1,290	6,860	6,368	489	10,680	22,530
55	98	7	91	20,200	17,900	2,330	20,298	2,970	641	2,330	2,290	2,200	91	7,550	15,453
60	529	1	523	14,300	11,000	3,260	14,829	3,830	568	3,260	3,380	2,860	523	7,210	12,748
平成2				7,360	6,630	723	7,360	1,370	648	723	4,150	4,150		5,520	7,619
3	6		6	4,900	4,390	510	4,906	1,040	527	510	4,490	4,490	6	5,530	1,840
4	402	1	401	4,450	3,980	471	4,852	1,150	679	471	4,180	3,780	401	4,330	624
5	927		599	4,330	3,730	324	5,257	1,640	1,319	324	5,400	4,797	599	7,040	-478
6	820		454	3,340	2,950	272	4,160	911	639	272	5,220	4,770	454	6,131	-1,783
7	24		5	3,160	2,710	451	3,184	810	359	451	4,830	4,820	5	5,640	-1,971
8	24		4	2,020	1,900	112	2,044	675	563	112	3,790	3,786	4	4,465	-2,421

資料：北海道農政部『北海道農業統計表』各年次より作成。

今からばかりとケアーできないので、おないい時間の問題になつてくると思います。一〇年、一〇年賃貸借したとしても、結局近隣に賃貸借するという構造が圧倒的に多いわけです。そういう中でとにかく土地利用型の経営を強要されるということになります。ですから欲しくないけれども買わされると。最近いろいろな町を見ましても、「一曰ほど前に地域農研の関係で浜頓別を調査させてもらいましたけれども、五割ぐらいは「保証人が買っている」という言い方をしました。市町村によっては三割、五割、四割という形で保証人が離農跡地、あるいは負債の累積の中で買わざるを得ないということになります。さらに農地を買いたいといふのは、農業会議の調査とか道の調査などをみても「一割ぐらい、潜在的には二～四割ぐらいはいます。」といふいろいろな条件があるものですから、実際購入に走ろうとするのは「一割ぐらいだらう」と思っています。それぐらいの層はいらないわけではないのです。

(二) 優等地取得・劣等地購入拒否

じふねがいろいろ調べてみますと、三つの条件がどこの町へ行つても共通しております。隣接している、地続きであるといふこと。あるいは生産力が高い所であることです。これは買ひに走るだらうと。もう一つは五キロぐらい離れていてもよいのですが、たとえば畑作地帯であれば、五ヘクタールぐらいが一画であることです。つまり一画地になつている土地であれば買つてもよいと。こういう条件がだいたい今の三点セットになると思います。この条件であればまだよしと無理してもよいと。隣接地などでしたら一割か二割高くともよいという言い方をしております。

(四) 劣等地の粗放化と耕境外脱落

じふねがそれから外れた土地、つまり遠くの土地であつたり傾斜地であつたり小さな区画であつたり、あるいは石が出しきたりといったような土地は、続々と地域の農地の市場から外されていくことになつて

きます。「」の事態はこの後もつともっと深刻になると思います。つまり一割なり二割近くの高齢農家がひとまずあります。さらに負債、土地改良負担というだけではなくて、今もある程度放出される可能性があるわけです。その中で何人かはリタイヤする場合も出でります。それも含めると市町村では相当程度の農地をあるいは農地の買ひ手を、農業委員の場合には斡旋という形で何とか引き取つてもらおうという動きをとつてゐるわけです。けれども、半分以上あるのはもっと多い七割ぐらいの人達が、いろいろな形で無理して買つてゐるという事態になつてきています。「本当は欲しくないけれども、農業委員会の会長をやつていてから買つた」とか「農協の理事をやつていてから買つた」とか、あるいは「保証人をしているから買つた」というわけです。欲しくないのに買う構造だけはどこかでもうストップしなければいけないということは、地元の方もそれに携わつてゐる方も重々わかつてゐるのですが、問題処理する場所が無いということが決定的になるかと思います。誰かが引き取つなければ、公社もある程度の土地しか引き取らない。つまり売り手が五年後なり一〇年の長期保有の場合でも、一〇年先ぐらいを見越してある程度買い手のつくところでしか公社もおそらく関われないと想います。そうするとそれ以外の土地、誰も買わないし公社も買わない土地が相当程度あるのです。実際にご案内のように斡旋をかけてもかからぬ土地は、五年ぐらい前から農業委員会の斡旋にかけません。斡旋にかけても明らかに売れない土地はもう斡旋にもかからぬのです。従つて斡旋不成立という事態が報告されるのは、斡旋にかけた土地で売れなかつた土地が斡旋不成立になるのであって、売れるはずがないという土地は斡旋にかかる事態にまでなつてゐます。

(五) 地価下落・資産減価リスク

そういう中でまさに農地流動化問題は地価問題になつてゐると思います。価格は、統計にも示しましたように全体としてはまだ下がつてゐる

表2 農地移動の実績と推移（北海道）

単位：件、ha、%

年 次	所有権移転		賃借権設定		合 計		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
実 数	昭和50	8,646	27,410	579	2,404	9,225	29,814
	55	6,104	18,864	2,037	5,882	8,141	24,746
	60	5,416	15,515	3,558	9,936	8,974	25,451
	63	4,379	16,552	4,559	12,651	8,938	29,203
	平成 1	4,410	17,127	4,876	14,406	9,286	31,533
	2	4,512	16,635	5,453	15,970	9,965	32,605
	3	4,843	17,138	5,581	18,229	10,424	35,367
	4	3,751	14,669	5,542	18,185	9,293	32,854
	5	3,527	12,631	6,760	21,098	10,287	33,729
	6	3,569	15,477	6,059	18,576	9,628	34,053
	7	3,411	14,233	5,779	20,978	9,190	35,211
	昭和50	93.7	91.9	6.3	8.1	100.0	100.0
	55	75.0	76.2	25.0	23.8	100.0	100.0
	60	60.4	61.0	39.6	39.0	100.0	100.0
	63	49.0	56.7	51.0	43.3	100.0	100.0
構 成 比	平成 1	47.5	54.3	52.5	45.7	100.0	100.0
	2	45.3	51.0	54.7	49.0	100.0	100.0
	3	46.5	48.5	53.5	51.5	100.0	100.0
	4	40.4	44.6	59.6	55.4	100.0	100.0
	5	34.3	37.4	65.7	62.6	100.0	100.0
	6	37.1	45.4	62.9	54.6	100.0	100.0
	7	37.1	40.4	62.9	59.6	100.0	100.0

注：農地法と経営基盤強化法の合計値。

資料：北海道農政部『北海道農地年報』各年次より作成。

表3 土地種類別耕地面積の推移（北海道）

単位：%

年 次	田	普通畠	樹園地	牧草地	計
昭和35	22.7	70.0	0.7	6.6	100.0
40	26.2	63.4	0.7	9.7	100.0
45	29.4	48.7	0.7	21.2	100.0
50	25.7	38.4	0.6	35.3	100.0
55	23.5	35.6	0.4	40.5	100.0
60	21.8	36.0	0.3	41.9	100.0
平成 2	20.1	36.3	0.3	43.3	100.0
3	20.0	36.0	0.4	43.6	100.0
4	20.0	35.4	0.3	44.3	100.0
5	20.0	35.1	0.2	44.7	100.0
6	20.0	34.9	0.3	44.8	100.0
7	20.0	34.8	0.2	45.0	100.0
8	19.9	34.8	0.3	45.0	100.0

資料：農水省『耕地及び作付面積統計』各年次より作成。

表4 移動困難な案件の処理方法

単位：%、件

売買案件を貸借	24.3 (60)
貸借案件を売買	1.6 (4)
公社買入れ	23.9 (59)
公社借入れ	3.6 (9)
無理して地域処理	19.4 (48)
保証人が取得	1.6 (4)
出し手に經營継続	7.3 (18)
不耕作化・遊休化	11.3 (28)
植林等転用	4.5 (11)
その他	2.4 (6)
回答数合計	100.0 (247)

注：回答は2つの複数回答であり、「無記入」を除く回答市町村数
144。()内の数字は回答数。資料：北海道農業会議『農地移動と利用調整等に関する調査結果概要』
(平成8年3月)より加工而成。

のです。しかも供給側が続々と出しきりますから、需給からみても趨勢としては下がりざるをえないのです。ところが下げるわけにはいかないという構造がかなりの程度出てきています。もちろん買い手にとっては安い土地がよいのですが、扱い手とよばれる層は、認定農業者もそうでしょうけれども、だいたい一千万円とか細でしたら三千万円という負債を背負っています。安く担保を下げれば自分たちの負債分が浮き出でくるものですから、地域としてもなかなか下げるわけにはいかないのです。ですから市町村によつてはここ何年間は固定するよ。いろいろな形で無理して買わせながら、何とか価格を維持しようとする、つまり地価下落を止めようとする動きもやっています。それをやつてみると結局割高な土地は、順繰りたらい回しのようにその負債を申し送りすることになりますから、止めようとする市町村もまたあります。どちらがよいのか、緊急的には止めるわけにはいかないけれども、下げればよいという問題でもない。下けると結局きりきりの層が完全にオーバーローンになつてしまつという問題があります。まさに本当に難しい問題です。そ

の中で流動化問題が少なくとも価格問題をさしおいて、棚上げしながら流動化だけをさせようとすると、この構造になつてゐるのではないかと思ひます。従つて、長期的には残つた農家が無理のない償還を立てられるだけの価格まで下げなければならないのです。これは明らかな話です。けれどもそれを緊急に下げてよいのかといふことになると、いろいろな形をクリアしなければなりません。クリアしながら長期的には下げていく、市場価格に寄せていく、実勢に寄せていくといふ努力をしていかないと、みんなで高い買い物をしていつたら農産物価格はどんどん下がっていきます。昨年などは米価が一万三千円といふ問題にもなつてきているわけです。

その二重構造を抜きにしたまま処理していくと、農協の破綻とか不良債権といったのではなくて地域の破綻が起きていふと思います。ただそれは今のどこの受け皿がないし、解消する手だては地域には与えられてい

ないという最大の矛盾があります。地域が離農の跡地を誰かに買つてもうおうと、農地流動化の推進委員の方が血眼になつて日々誰かをみつけている。そして買つてもらつたら「この人買つたらコケるのではないか」と思いながらも、ひとまず買ひ手がついてよかつたということが本音ではないかと思います。でもそれで地域が安泰なのではなくて、本当に彼に買つてもらつていいのかなと。ハヘクタールの人がハヘクタール買つたりなどということが北村などではありますけれども、本当にこの人に買わせていいのかなと地域の方は思つてゐるのですが、やはり買つてもうわざるをえないのです。そして買つてもらつてひとまず、よかつたなどということなのでしょうが、その方は三年後にひょつとしたらコケているかもしません。五年先ぐらいになつたら破綻しているかもしれません。でも自転車操業的に何とかその場を処理しないと、止める人が止められないというせつば詰まつた現実問題があります。

(六) 連続的に派生する規模拡大関連投資

さらに、買ひ手が「連続的に派生する規模拡大関連投資」の問題があります。先ほど南空知の事例を挙げさせてもらいましたけれども、公社の事業を使つたりしたら余計に買ひ入れ規模が大きくなるのですが、個人の場合は一%の利子率一億五千万円の貸付枠がスーパーし資金であります。けれども、ハヘクタールの経営規模の方が六ヘクタール買つて次の年に四ヘクタール買つというよつな、明らかに償還が無理だなという買ひ方をしている方が何人か見受けられます。どんどん近隣に農地が出てきますから、買ひたいという気持はわかります。隣が出てきたあるいは三軒先に良い土地が出てきたと、全部自分の土地にして、どんどん一五ヘクタールにしていきたいというのはわかるのですが、払つていかなればなりません。一%レ資金といつても、複利で二五年償還するとやはり倍近くになります。昔の三・五%の農地取得資金ほどのではないけれども、今の低金利時代で一%といつのは本当に安いのかといつたら、

表5 農地価格の推移（ブロック別平均）
(都市計画法の線引きをしていない市町村の農用地区域内)

(イ) 中田

(価格は10a当たり千円、下欄は変動率%)

	昭和55	60	平成2	3	4	5	6	7	8	H8/S60	H8/H4
全国	1,310 9.0	1,658 3.4	1,873 5.1	1,960 4.6	1,983 1.2	1,996 0.7	2,002 0.3	1,977 -1.3	1,943 -1.7	117	98
北海道	485 10.0	512 -1.5	408 -1.7	402 -1.5	394 -2.0	383 -2.8	372 -2.9	367 -1.6	365 -0.5	71	93
東北	1,195 10.4	1,360 1.3	1,227 -1.3	1,215 -1.0	1,194 -1.7	1,184 -0.8	1,172 -1.0	1,162 -0.8	1,150 -1.1	85	96
関東	1,486 4.9	1,917 3.5	2,346 6.5	2,537 8.1	2,547 0.4	2,590 1.7	2,612 0.8	2,562 -1.9	2,533 -1.2	132	99
東海	1,530 4.5	1,958 4.6	2,602 6.3	2,909 11.8	3,106 6.8	3,082 -0.8	3,124 1.4	3,120 -1.0	3,033 -2.8	155	98
北信	1,304 8.4	1,739 5.0	1,998 2.6	2,160 8.1	2,169 0.4	2,225 2.6	2,261 1.6	2,263 0.1	2,263 0.0	130	104
近畿	1,679 1.5	2,340 3.0	3,420 21.8	3,477 1.7	3,463 -0.4	3,353 -3.2	3,379 0.8	3,238 -4.2	3,111 -3.9	133	90
中国	808 11.6	942 3.3	1,011 1.9	1,019 0.8	1,034 1.5	1,062 2.7	1,106 4.1	1,097 -0.8	1,096 -0.2	116	106
四国	2,020 12.2	2,437 2.8	2,585 4.0	2,660 2.9	2,724 2.4	2,913 6.9	2,748 -5.7	2,732 -0.6	2,680 -1.9	110	98
九州	1,221 10.5	1,636 2.9	1,570 -0.6	1,566 -0.3	1,562 -0.3	1,540 -1.4	1,527 -0.8	1,516 -0.7	1,475 -2.7	90	94
沖縄	641 5.6	891 6.3	756 1.6	777 2.8	1,037 33.5	1,068 3.0	1,076 0.7	1,064 -1.2	1,073 0.9	120	103

(ロ) 中畑

(価格は10a当たり千円、下欄は変動率%)

	昭和55	60	平成2	3	4	5	6	7	8	H8/S60	H8/H4
全国	899 7.0	1,129 3.6	1,260 5.4	1,341 6.4	1,375 2.5	1,366 -0.7	1,378 0.9	1,361 -1.3	1,341 -1.4	119	98
北海道	213 8.1	221 -4.3	178 -4.8	180 -1.1	178 -1.1	179 0.6	171 -4.5	168 -1.7	167 -0.9	76	94
東北	672 7.2	748 -0.1	656 -2.2	649 -1.1	639 -1.5	639 0.0	636 -0.5	632 -0.6	627 -0.8	84	98
関東	1,461 4.0	1,816 3.0	2,224 7.0	2,413 8.5	2,544 5.4	2,483 -2.4	2,500 0.7	2,467 -1.3	2,424 -1.8	133	95
東海	1,339 7.8	1,685 6.2	2,195 8.5	2,432 10.8	2,641 8.6	2,731 3.4	2,760 1.1	2,723 -1.4	2,634 -3.3	156	100
北信	856 6.5	1,131 4.4	1,226 4.0	1,424 12.5	1,414 -0.7	1,417 0.2	1,442 1.8	1,456 1.0	1,468 0.8	130	104
近畿	1,120 -1.1	1,560 5.4	2,289 28.1	2,344 2.4	2,310 -1.5	2,182 -5.5	2,238 2.6	2,126 -5.0	2,059 -3.1	132	89
中国	463 6.4	551 2.8	558 2.4	562 0.7	575 2.3	591 2.8	610 3.2	613 0.5	611 -0.3	111	106
四国	1,109 18.5	1,356 3.2	1,433 3.4	1,511 5.4	1,507 -0.3	1,548 2.7	1,486 -0.4	1,496 0.7	1,446 -3.4	107	96
九州	827 10.1	1,091 2.6	1,029 -0.7	1,030 -0.1	1,036 0.6	1,022 -1.4	1,020 -0.2	1,014 -0.6	1,005 -0.9	92	97
沖縄	674 16.0	1,068 6.6	1,374 7.8	1,445 5.2	1,421 -1.7	1,421 0.0	1,547 8.9	1,536 -0.7	1,563 1.7	146	110

資料：全国農業会議所資料より引用。

認定農業者制度とスーパー・レジデンス制度も今の土地余りの中では、農地をなんとか処理する方式なんだつうがった見方をする方もいるぐらいです。私はそれは間違つてはいないのではないかと思つたりもしますが、認定農業者制度も実は農地を買わせる制度だといつうよつた見方もあるわけです。最近ですと、その中で土地改良負担金の分は下がりませんから、もちろん繰り上げ償還して別枠みたいな形になります。初山別などはもうぎりぎりの土地改良負担金だけでよい、あと底地部分はタダでもいいから買つてくれたらいいといつうまで地価が下がるといつうか、それぐらい厳しい市町村も出てきています。土地改良に伴つて、もちろん土地を買えば機械も買わなければならぬわけです。しかも先ほどのハヘクタールの方がハヘクタールなどといつう買い方をすると、機械も施設も増投しなくてはならないような事態にもなつてきます。そのよつた買い方を敢えてさせると、だんだん限界つれてくる扱い手をまた一人潰すことにもなりかねません。この後高齢農家の方が一割ぐらい減つた後は、もうそれぐらいで止めなければならないと私は個人的に思つてゐます。

もちろんそれ以上に減るでしようけれども、それぐらいのつもりでないと基本法農政・新農政、今新基準本法農政を検討していますけれども、みんな規模拡大路線です。規模拡大して本当にその路線一本でよいのかとなると、無謀な場合もあるし無理な場合もあります。ですからほとんじ借金のまま一%のレジデンス資金を借りて償還していくといつう構造ではなくて、もつと順序立ててゆつたり四割とか五割自己資金を貯めて買つていくと、もちろん買いたい方が買つことに対しては何ら口を挟む必要はないのですが、無理をして拡大しても、先ほど所長がおつしやつた通りその土地が目減りしていつてゐるわけです。つまりダブルパンチ・トリプルパンチをしながら、規模拡大の方はリスクを負つてゐるのです。償還するというリスクとその農地が数%ずつ下がつていくわけですから、それもダブルパンチの一つなのです。ですから、やはり十分な償還能力のある方が買つていくといつうにしていかなければならぬのです。ほとんど

借金のままじぶん買つていけばよいのだといつうことは本来ならば避けなければならぬけれども、そんなことをいつていいれないといつうのが現実にあると思います。その中でおそらく買い手が限定されてきているといつうことです。どこの市町村を回つても、「あなた」五年償還残高がもうあと少しですか、それがあなたの番ですよ」というのが現実にあるのです。実態調査をしたり、斡旋の中で「昔に買ったあの土地があと五年ぐらいで償還が終わりますよ、次はあなたの番ですよ」という動きがある市町村にはあるのです。

そうしながら、先ほどの取得したくないけれども消極的な拡大ということにも繋がるのですが、この後もややさるをえないのです。しかしそれをやつてはいる限り、いろいろな形での適正規模といつのを個々の農家は持つてはいると思うのですが、それが攪乱されているわけです。平穀にいたいところに先ず土地を押しつけられて攪乱され、償還が攪乱されてきて自分の経営を乱し始めると、だんだん規模も大きくなりますから利潤率、所得率も下がつてくるわけです。ですからそれだけでもリスクを負つていくことになります。もちろん経営手腕も同時に蓄えられなければならないのですが、そんなことをいつてゐる場合ではなくて、家族労働力と規模と転作も含めた経営作目の組合せと土づくりと、いろいろなバランスが崩れて立て直せない事態の中で、みんなが経営をちよつとおかしくし始めているといつうことには、場合によつてはなつてゐると思つてゐます。

一、劣等地が耕境脱落を免れる内的要因

そういう中で一番目の問題になると思うのですが、解決といつうのはなくて問題を踏まえながら最後のほうで一緒に考えたいと思います。今劣等地を、仲間意識で連帯保証人に何とか引き取つてもらつたり、畜産農家が点在していれば畜産農家が借地といつう形で利用したりしていまが、購入といつうにはなかなかいきません。畜産が展開していらない地

区、だんだん地域的にモノカルチャーア化して、それ自体が展開しえないという所だところは誰も使わせん。美瑛町などもまさにそうですけれども、誰も買わない農地、誰も借りない農地というのが周辺の山際です。沢の奥の地帯などはもう続々と出ておりまして、それはもう買ってもくれませんし借りてもくれないので、財産として持ったまま旭川に離農してもいい。将来は林になつているかも知れないけれども、誰も使ってくれないし真ん中の所を使うだけでも精一杯というか、そこだけでもまだ持て余しているという事態になつています。畜産農家が何とか使ってくればよいのですが、畜産農家も点在するような農地を続々と借りてもますます経営が悪くなります。一〇団地一五団地になつて、小さな面積で牧草を作つてわざわざ収穫に行つたつて、もう面倒でしようがないという経営すら出てきます。あるいは一面転作奨励金があるから何とか耕境脱落を免れていたというのだが、愛別町とか当麻町です。周辺のところで全部転作を割り振つてしまつて、真ん中の良い所で米と集約野菜作ろうと。あの辺ですとテンスケスイカを作つたりしながら、遠くの所は転作で牧草を作ろうとしている市町村もあります。しかしそれは転作奨励金がなくなつた途端に誰も作らなくなります。たとえば当麻などは、畜産農家が無いのに牧草を作つてゐるわけです。鋤込んで土づくりを毎年しているということですが、奨励金があるからそういうことをやつているのです。耕境後退を免れていた恩恵かと思います。

あるいは種子代助成があつて、緑肥・休閑の粗放作付けによつて耕境後退を免れたり、特定農業法人とか地域連携型、これは道の単独事業でやつてゐる事業ですけれども、担い手を法人として設定して、それによつて地域の農地を保全してもらつと。もちろんその集団に対していろいろな形で助成をしながら、劣等地が何とか耕境後退を免れていたという動きもないわけではありません。ところがこののような動きよりもっと大きな動きとして、続々と耕境後退が現実には進行してて、どうの酪農家あるいは畑作地帯を見ても、周辺の所ですと「あそこ最近植えていな

いな、あの辺最近作つていな」らしいと、水田地帯はそのようないことは少ないですかけれども、酪農地帯などは現実に良い所で十分収益を上げて、悪い所はもう収穫放棄していくといつてゐるという動きになつてゐます。

三、規模拡大刺激への条件整備

(一) 土地利用型経営への環境整備

さういふ三番目の問題ですが、北海道の土地利用型経営を何とか支援しない限り、美瑛でもそうですし富良野でもそうですが、みんな野菜を作つて、市町村によつては完全に野菜が一ヶに達していて、もうこれ以上作れないという事態にまでなつてゐるわけです。完全に去年より今年は落としている所もあるぐらいです。労働的にも頭打ちですので、近くの町場の主婦などを全部調達しても圧倒的にも「ダメだと。だんだん労働力が高齢化してしまつていて、背中を曲げながら野菜を作つてゐるのですがそれももうピークに達して、市町村によつては完全に総生産を落としている所もあるぐらいです。こんなに広大な土地を利用しないで、みんなが野菜に傾斜してしまつてゐるのは、北海道のメリットではないだらけ、やはり土地利用型をどうにかみんなで応援しなければならないといふことです。そういう意味では一万三千円で儲からないけれども、何とかその担い手と野菜づくりの農家を盛り上げていくと。それをしないと自分たち野菜農家も土地を買わされるんだというくらいのつもりで、土地利用型経営への環境整備をする、あるいは土地利用型経営をみんなで盛り上げるという必要があると思います。

(二) 長期賃貸借と利用優先主義

そういう中で自分たちは野菜に特化する経営、美瑛でいえばミニトマトで充分一千三百四十万円上がる。たとえば二ヶ月タールぐらゐの畠を持つ

ていたり五ヘクタールぐらいの水田を持つていて、「トマトを作っている」としたら、聞き取り調査をしても、その経営は「トマト」に集約化したい、特化したいのだと言っています。普通畑で、イモのハーベスターとかプランターとかいろいろな物を持って「トマト高にするよりも、一千三百万円とか一千万円ぐらい所得が上がるのですから、五ヘクタールの水田を誰かに作業委託したいと。あるいは近くの一ヘクタールぐらいで、米プラス麦作をやっている農家に全面積作業委託したいという経営すらあるわけです。しかし個別経営ではそれがなかなかできません。ですからどうとかで公的な機関と関わりながら、そういう交通整理も含めて土地利用型経営は土地利用型経営として、たとえば若干コントラクタ的な話にもなるかと思いますが、そういうものも用意します。あるいは土地利用型経営の圃場が分散していると、交換分合までいかなくても、たとえば利用権を集積させるようなメニューをセットすることによって、規模拡大しようとする農家が低コスト、一万三千円あるいは一万四千円の米価でやっていけるような経営を、野菜作りも含めて地域的にも支援する。そうしながら自分たちは「トマト」で十分儲けさせてもらおうよ。その代わり皆さんは米作りで一万四千円ぐらいの米価で何とかどんどん売れる米にして、一万三千円ぐらいで採算の合へような米作りにしていく」と。それに対して地域も支援していくところが役割分担になつてきています。

その中で兼業農家とか土地持ち非農家と呼ばれている農家も、地域にとって大事だと思います。なぜかというと、全部の農地を次から次へと高齢農家が貸し付けし売りに出ていくと、誰かがまた買わなければなりません。従つて三割ぐらいいる高齢農家の方に、一年でも五年でも長く貸し続けてもらうのは耕作してもらうということ、この後メニコーにセットしなければならないと思います。土地持ち非農家の方も、土地を持つたままですと、昔は地域にとっては厄介者だと言つたかもしません。みんなが規模拡大路線ですから、その人たちは

「じゃまだ」ということになるかもしません。これは府県的な構造でしょけれども、北海道では高齢者とか土地持ち非農家の方が一割も二割もになることはおそらくないと思います。せいぜい5%ぐらいだと思いますが、その方を大事にして地域に留まつてもううと。そうしながら貸し続けてもらつ」という構造です。小作料が高いから問題なのでしょうけれども、この後また下がつてくるかもしれません。去年の一万三千円問題で小作料減免問題が出たぐらいですから、下がつさる見えないと思います。つまり買わなくて済むということは、一つのリスク回避になるわけです。みんなが買わされている構造をどこかで抱えてもらつたり、高齢農家の方に持ち続けてもらつたり、あるいは第三者委譲できなくて老齢年金をもらって自分で耕作し続けるといふことも含めて、これはやはりあってもらつて良いわけです。みんなが六五才で第三者委譲して、リタイヤしてもらつという単線的なというか、みんなが同じ仕組みで次から次へと農地を放出されたのでは、残つた担い手が買いつかない、借り切れないという構造です。ですからどうとかで多様な構造にしていかなければならぬ。そういう努力を地域としてもしていかなければなりません。

(三) 地域支援システムの創設

わざに「地域支援システムの創設」といつゝのですが、鹿追のコントラクタのような重装備になつて、相当なトラクターとか人材を揃えて、町なり農協がやる構造になるのか。最近農林省の調査で、清水町のサポートセンターというのを拝見させてもらいました。あそこなども、メロディーファームとかいろいろな地域にのつかつていてる担い手、作業受託組織を上手く活用しながら、町自体は鹿追のように重装備の機械を持たないで、誰かの買おうとする機械を支援するといふことです。そうしながら作業受託をその方に斡旋します。もちろんオペレーターは何人か専属と臨時で用意するけれども、機械は償還する個別農家の機械を使

つていています。そしてそれを斡旋しながら上手く回していけるところの手軽なサポートです。少なくとも土地利用型の経営は、牧草収穫であったり畑作物の収穫作業であったり、いろいろな形で個別農家がやはり無理だと。これ以上規模拡大するのは家族労働力ではもう無理だということを、何とかいろいろな形で協力し支援していくかないとやはり持たせられないし、これ以上規模拡大もできないということになるわけです。ですから地域の土地を何とか持てる農家なり、規模拡大の可能な農家の方に持つてもらいうには、やはりそういうコントラクタ的な地域支援というのはぜひ必要だと思います。その時に鹿追のような重装備がよいのかどうか。やっと今年ぐらいになって赤字が解消されたという鹿追方式で農協が関わるのがよいのか、もつと手軽なほうがよいのかわかりませんけれども、何かしなければならないということは明らかだと思います。今日も見えておられるでしょうが、府県の市町村公社もいろいろな形で赤字累積というのが見えますし、議会のほうからつかれているようなものもありますけれども、赤字は覚悟でサポートしなければならないのかもしれません。これは地域の合意だらうと思います。

いずれにしても土地利用型であるという北海道、一部の層どころか集約の野菜を入れている方も、やはり土地を拡大しながら施設も拡大していくという構造でしそうし、余剰労働力を完全燃焼しようとする動きですから、土地だけでいくという場合もあるでしょうけれども、多くの層はやはり土地を拡大しながら野菜も若干拡大していく。ある層へいくと、野菜は欠落して土地利用型だけでいくことになつていくと思ひます。ですからその仕組みの中で、野菜も含めていろいろなサポートする仕組みをセットしなければならないと思っております。

(四) 経営類型の再考と柔構造な経営規模

たゞ、「経営類型の再考と柔構造な経営規模」についてなのですけれども、「バランスある経営展開」でといふ点で、経営規模と家族労働力

と機械保有と作物選択のバランスをとりながらという問題と共に、市町村にいろいろな経営規模、つまりみんなが二〇ヘクタールではないのだということは明らかになつてきたと思います。むかしのトマトでいふ場合はハウスを一々一棟増やせばよいわけで、残りの土地をみんな近くの稻作プラス麦作経営の中に作業委託すると。そのような仕組みの中で経営類型を、みんな「規模ありき」ではないと、土地もみんなに押しつけるべきではないと。「あなたは規模拡大でいくんだ。土地利用型でいくんだ。今は野菜が入っているけれども、だんだん高齢化したり息子がかなりの年命に達した時に、稻プラス若干の耕種の転作でいくんだ」という棲み分けをきつたりしながら、その方を中心には土地を売り渡していくと。ミニトマトをやっている人にもまで農地を買わせて、めちゃくちゃにするべきではないという意味だと思います。では誰がどつちでいくんだといふのは、いろいろな経営類型があるし市町村の農協で営農設計の中でやつてこゐるのですが、やはり本人が納得する中で地域的にきつ



▲発表する谷本先生

ちり住み分けをしていくと。その中に市町村なり農協がきつちり入って、放したい農地あるいは作業委託したい農地を、清水のサポートセンターのように上手く受け手とか借り手とか作業の受託とか。作業受託も北海道の場合にはなかなか採算が合わないということですから、サポートセンターの清水町の場合は受託側にお金をつけて採算の合う状態にまで持っていく。地域がスマーズにいくように、市町村とか農協がちゃんと財政負担をするということも含めながら支援していくことになると思います。

さうに今まで、経営もみんな自分の土地にするということだったわけです。これは「柔構造なファームサイズ」と定義していますが、どういふ意味かというと、全部自分の土地にしたいというのは農地解放以降になります。きつちり自分の土地を管理したいというのは、自分の土地にしたからできるのですが、今北海道で一年間に三万ヘクタールぐらい農地が動いている中で、賃貸借が六割です。買い切れないという面と、農業開発公社が入っているので、三年なり五年なりの一時保有で一時貸付がありますから、それで賃貸借が展開しています。最近ですと再設定と言いまして、一回賃貸借を結んだやつをもう一回賃貸借を結ぶというのが三割ぐらいあります。そういうわけで六割ぐらい賃貸借が展開しているのですが、それをみんな売買だと思うのではなくて、いまはもう一〇ヘクタールとか一五ヘクタールぐらいの規模まできたわけです。担保も随分あります。府県のサカタ一農産などとはわけが違つて、担保の保全する力もかなりあります。従つて私は借地が一〇ヘクタールプラス五ヘクタール、畑作でいえば一〇ヘクタールプラス五ヘクタール借地という展開をむしろ積極的に推奨して、みんな自分の土地にすべきという考え方を必ずしもとうえなくてよいのではないかと。これ長期賃貸借は展開しないからでもありますけれども、高齢農家なり土地持ち非農家の方がある程度展開したり、卖れないから貸し続けようという当麻のような動きもあるわけです。当麻などはこんなに安い土地だったら、負債がない

し売るのもいやだから貸し続けよ。そういう構造もあります。岩見沢の場合は土地改良負担金がありますからそういうものはないでしょうか。負担金のない所、たとえば旭川管内とか深川管内あたりがそういう展開をして、長期賃貸借をきつちり保護しながら全部自分の土地にした途端、私の家もそつだつたのですが、跡継ぎが継がなかつたと。つまり五年償還し終わった途端に跡継ぎがいなくて、貸し付けなければならぬとか売らなければならないというのが一割とか三割いるとしたら、そういう構造はコスト高だと思います。あるいは、六〇オーバーになつたら一〇ヘクタールというのは経営できなくなるわけですし、跡継ぎもひよつとしたら継がないかも知れないという時に、もう一回一五ヘクタールに戻る、三〇ヘクタールだつたら五ヘクタールを、自分が六〇才近くなつてあと五年経つて農業者年金をもらう頃になつたらお返しすると。そういうような柔構造なファームサイズというのがこの後むしろ望まれるのではないかと思います。二五年償還して、当時ですと三・五%の資金を借りて五%の総合施設資金まで借りながら、払つた途端に息子が継がないとか、あるいは息子がミニトマトをやりたいとかとなつたら、今まで土地をこれだけ拡大して買つた構造は非常に高いものになるということです。もう少し柔軟なあるいは安上がりな規模拡大という方式も志向されてよいのではないかと。もちろん買える力がついたら買つていいわけです。どんどん買っていつて四〇ヘクタールにしてもよいのですが、無理して自作地にする必要はないのです。一〇ヘクタールとか三〇ヘクタールとか十分自分の土地を持っているわけですから、さらに五ヘクタールとか一〇ヘクタール拡大する時にはもうちょっと柔構造であつてもよいと思います。農業者年金ですと一〇年賃貸ですから、十分土地づくりも計画的にできると思うのです。確かに借地は肥料を投下しませんけれども、むしろ私の調査、十勝の事例をいろいろ調査しても、借地だから投下しないというのではないのです。遠隔地だから、離れているから投下しないのであって、良い土地で地続きとかある程度の近い土

表6 当麻町地区別転作物作付状況(平成7年)

単位: ha, %

地区別	転作面積	豆類	小麦	そば	花き 花木	野菜	調整水田	地力 増進	牧草	比率
中央	191.4	17.5	2.2		14.3	23.6	47.6	39.4	46.9	45.1
宇園別	79.4	12.1	2.1		1.4	33.8	19.4	1.9	8.7	13.4
伊香牛	81.0	8.7	5.1	0.3	3.0	19.4	27.0	9.5	7.8	21.4
北星	72.4	7.7	2.7		2.7	10.8	20.1	13.0	15.3	39.1
東	40.6	0.9			0.8	7.5	4.9	1.2	25.3	36.6
市街	9.0	0.7			0.1	1.1	0.5		6.6	73.3
開明	136.4	5.1	3.8		6.4	6.7	7.6	23.4	83.4	78.3
緑郷	79.0	4.3	0.2	0.5	2.3	1.4	14.8	25.0	30.4	70.1
合計	689.4	26.9	10.0	0.8	31.0	104.3	142.0	113.6	224.4	49.0

資料:当麻町農林課資料より作成。

表7 所有権移転にみる農地保全合理化事業の実績(北海道)

年次	有償移転面積計(ha) (A)	公社壳渡面積(ha) (B)	公社外有償面積(ha) (A)-(B) =(C)	比率 (B)/(C)	年度末保有面積(ha) (D)	公社保有率(%) (D)/(A)
					(D)	
昭和47	41,760	470	41,290	1.1	9,218	22.1
48	44,311	266	44,045	0.6	13,346	30.1
49	30,723	526	30,203	1.7	15,965	52.0
50	27,410	2,003	25,407	7.9	17,194	62.7
51	26,082	4,408	21,674	35.7	18,422	70.6
52	25,097	7,739	17,358	44.6	18,225	72.6
53	21,424	5,091	16,333	31.2	17,907	83.6
54	21,504	7,551	13,953	54.1	14,046	65.3
55	18,864	3,351	15,513	21.6	13,876	73.6
56	15,371	4,391	10,980	40.0	12,163	79.1
57	16,284	3,684	12,600	29.2	12,543	77.0
58	15,406	4,137	11,269	36.7	12,612	81.9
59	16,013	4,884	11,129	43.9	11,971	74.8
60	18,864	3,021	15,843	19.1	12,301	79.3
61	15,516	3,303	12,213	27.0	12,184	83.7
62	14,359	3,590	10,769	33.3	11,896	82.8
63	16,552	4,832	11,720	41.2	10,907	65.9
平成1	17,127	3,523	13,604	25.9	11,056	64.6
2	16,635	3,484	13,151	26.5	11,275	67.8
3	17,138	3,847	13,291	28.9	11,438	66.7
4	14,669	3,220	11,449	28.1	12,925	88.1
5	12,632	3,199	9,433	33.9	13,213	104.6
6	15,477	4,096	11,381	36.0	12,276	79.3

注:比率では、自作地有償移転面積には公社の売買面積もカウントされているから二重計算を差引き調整した。

資料:北海道農政部『北海道農地年報』各年次、および北海道農業開発公社『農地保有合理化事業実績表』より作成。

地だったらちゃんと堆肥を入れています。ですから投下しないというのは認識不足であつて、借地であつたと何であらうと長期であれば回収するだけちゃんと増投しています。むしろ離れているから投下しないのであつて、借地の場合はだいたい遠隔ですから結果としてそつたつているということだと思います。従つてもう少しその辺の仕組みを変えたり利用集積すれば、借地であつても一〇年借地だったらちゃんと一〇年分だけはちゃんと増投して回収すると。そして一〇年経つたらもちろんお返しするでしょうが、そういう土づくり土地利用をしていくと思います。そういう意味で長期賃貸借とセットしながら、もうちょっと柔構造な仕組みが北海道の農業経営の中につつてもよいのではないかと思います。もちろん買える時は買ってよいわけです。

わざと低投入粗放型といつ言い方にならないと思うのですが、JR対策の種子助成もありますし、ヨーロッパのEJの粗放型になつてみると思つのです。たとえば黒松内の事例ですけれども、黒松内になると扱い手が限定されていますし、水田の価格が一五万円一七万円でも買ひ手がないのです。草地よりは高いですけれども畑ぐらの価格にまでなっています。しかし買わない、借地で十分だということです。たとえば五〇ヘクタールの経営で一〇ヘクタールぐらいの借地していますが、良い所だけ借地しています。悪い所は誰も借りてくれませんから自分で作るしかありません。六五才の高齢農家で、第三者委譲できなくて自分で作っているところがあります。北海道の将来の一つの事例かもしれません。後志管内とか檜山管内は扱い手が限られてきていて土地を持て余しています。何人が扱い手はいるのですか、その農家ももう引く手あまたといふかどこを使つてもよいということ、良い所だけ一〇ヘクタール借りて、自分の土地が三〇ヘクタールですから五〇ヘクタールでやつています。どういう經營をやつしているかというと、その一〇ヘクタールの土地で三圃制をやつしているわけです。たまたまその方は種バレイシヨを作る権利を持つていて、種バレイシヨを作つて休閑するのです。その後また

種バレイシヨを作つのです。種バレイシヨ・休閑・休閑といつヨーロッパの三圃制のような經營をやり始めています。自分の労働力で五〇ヘクタールはもう手が回らないのです。三〇ヘクタールは自分の土地ですかれども、畑作で良い所は四作できつちり輪作体系を組んでやつています。残りの所は遠隔でもあるのですが、借地の所でそつたつ利用体系をやっています。これは黒松内だけの事例かと思ったのですが、いろいろ調査をすると、新得とか美瑛とか周辺のところで結構、綠肥休閑のような対応とかスイートコーンでさき込むとか、いろいろな形で休閑に近づきました。完全な休閑まではいかなくても、いろいろな形で休閑になつたようなものは、種子代助成も含めておそらくこの後こういつ經營になつてくるかと思います。五〇ヘクタールといつても五〇ヘクタール全部は使いきれません。従つて良い土地では堆肥も入れてしつかり取つて、悪い土地ではそれなりにしか取らないといつ經營です。牧草地帯などは完全に「あそここの土地はまったく作らないよ」というふうになつてきているようです。浜頓別などもそうです。良い所は借地も含めてしつかり使つけれども、悪い所だと一回しか草を刈らないとか刈りにも行かないとかそれなりの利用しかしません。猿払などでしたら完全に土地が余つていますから、良い所だけ、しつかり二番草まで刈つて、ある程度良質な栄養価の粗飼料を確保しています。昔に買った土地で草がぼうぼうの状態になつてゐる悪い所は本人も覚えていらないような「ああ、そんな土地ありましたね。こない、三年作りにひつていません」というぐらいの対応になつてしまつたことです。水田は使わないといつことはないですが、おそらく畑作でも出でくる經營だと思います。あるいは土づくりも含めながら粗放利用をして五〇ヘクタールをしつかり使っていくと、もちろん戸数がだんだん減つてきますから、一〇〇ヘクタールあつて五戸しかなくなつてしまつたら一人二〇ヘクタールになつていくわけです。それが三戸になつたら三〇ヘクタールになるわけですから、そういう意味では頭数だけでもだんだん減つていくわけで、四〇ヘクタール五

〇へクタール六〇へクタールとなつていつた時に、家族労働力を法人化しても労働力が足りないのは同じですからそういうことになつていくのではないかと思います。そういう将来を見通しながらということもあるのですが、ただそれは黒松内の事例でも比較的余裕のある農家です。二〇へクタールを二年間何も作らないなどというのは、やはりちょっと余裕のある農家でしかできません。負債累積していく、償還に追われている農家が休閑でいけるのかといったらやはりいけないです。今はそのギャップがあると思います。将来の図式、おそらくだんだん戸数が減つていった時はどうだろうし、ある程度耕地面積を減らさない構造はそういう構造だと云ふのも言つてゐるし、そうだろうと。しかしそれぞれの経営はそこに持つていけないです。今は日々の償還圧で、血眼になつて野菜を作つたりしながら何とか所得を確保しなければならないのです。一昨日行つた浜頓別でも野菜を入れようと言ひ出しているぐらいですから、畜産地帯でさえ野菜を入れなければ所得がだんだん回減りしていつています。いわんや水田地帯・畑作地帯もそういうことだらうと思ひます。その傾向は変わらないわけです。

そういう中で将来の仕組みを頭の隅に置きながらじつは直していくのか、余裕のある農家からそういうことをやっていくのでしようけれども、シナリオはあつても全体に行き渡るにはほど遠い話だと思います。

四、担い手対策・その育成と再編

(一) 一代限りの経営展開と農地継承

話が飛び飛びになつて何も結論めいたことも言わないまま先にいきますけれども、今一つは「担い手対策」というのをされたテーマになります。北海道で一代限りといつ経営がもう三割近く出てきています。この農家をケアする、この農家が留まる、あるいはもう一回農業に復帰するという可能性は非常に薄いと思います。時すでに遅しこうのが現

実だと思います。ただこういう農家を地域の一一定の役割としてきつかり位置付ける必要があるし、高齢農家の方もすつと貸し続けたり自分も作業できるように支援する仕組みを北海道においても用意する必要がある、ということは先ほど言った通りです。私は一年ほど前から二年間ぐらいたの上の湯ノ岱の神明という所を調査したことがあります。ここはい承知の方もいるかと思いますが、六七戸、戦後に入植した戦後開拓の所です。もう上ノ国自体、平場の所でさえ担い手が非常に限られてきて何一戸しかないのです。その方も野菜を作つたり畜産であつたりいろいろしていますから、ほとんど限られています。そしてその方自身も出稼ぎに行つたりしていなぐらひますから、なかなか大変です。担い手問題を立て直すには厳しいかなといふぐらいまでがります。その湯ノ岱の神明という所を二年間ぐらいで、全戸を調査させてもらいましたが、今は二戸までなっています。一番若い方で六〇才ぐらいですが、跡継ぎが一人もいないのです。これは戦後入植の地帯で、他の市町村にも随分あると思うのですが、全戸調査して一番若い方などに聞いたらいつ言つていました。「私たちは息子・娘を全員高校を出したり一部大学を出したりした。自分たちはいじりで入植して、ここがまた原野になつていくのはやむを得ない」これを守らうとしても守りきれないわけです。平場の所でさえ上ノ国では守りきれなくなつてきていますとも言めて、「神明地区の方が戦後入植して緊急避難で入つて、また元に戻ることに対してもう思ひますか」という質問に対しして、「私一代が生きていられたのでないではないですか」と、「一戸のうち七・八戸の方が同じようなことを言つたのです。これは私たち土地の問題をやつてゐる側からみれば非常に忍びないのでです。湯ノ岱という所には厚沢部からも来ているぐらいいに、良い所だけは作出しているのです。ただ一部は完全に続々と林野化していっているのですが、そこまで町が守れといつても無理だと思つてます。戦後入植した所でも誰も跡継ぎがいなくて、一番若い方で六〇才ぐらいですから、あと二〇年もしたら誰もいなくなると思います。神

明の江差線の沿線だけは三四年になりますが、それは集落にいるだけで雇勤兼業しているのです。集落自体には完全になくなつて戦前に戻つてしまふわけですけれども、自分たちが生きてこられて、息子達もちゃんと一人前に育てただけでものではないかというのが非常に印象に残つてますが、これもまたやむなしと思つています。そういう意味では一代限りの経営ということじ、他の戦後入植のところを中心に続々とあるのかもしれません。しかしこまで守りきるという考え方よりも、私はもうちよつと平場の所をきつたり守るという努力と、そういう長期計画を農村側あるいは地域側からきつちりたてるべきだと思います。株式会社参入も含めて、何とかそれを拒絶し何とか地域で守るような仕組みを農村側から仕立てるには、よほど悪い所まで守つて平場を株式会社に参入されるよりも、きつちり守るべきところまで守り、どうもできない所は一時退却いろいろな形で考えると、地域の保養地であつたり景観保全地域であつたり、そういう空間として一回後退してもやむなしであろう。忍びないのは忍びないですからもやむなしと湯ノ岱の神明といつ所で思った次第です。

(二) 担い手・農家子弟の地域的育成

ついに担い手と農家子弟の問題ですけれども、今年から北海道農業法人会議が、農業会議と共に催かと思うのですが、一〇名ほど社員を募集し始めるといふこととか、山村留学制度とか、農村部から仕掛けているわけですけれども、新規参入はもちろん、この後色々な形で呼び込まなければなりません。生産の場といふか、もちろん農家だけの空間ではないであろうと、いろいろな形で都市部の方を呼び込み、農村を知つてもらう空間として努力しなければならないということです。新規参入はもちろん、法人みたいな形で法人の一員になつたり社員になつたりしながら、そういう意味で、今年から北海道農業法人会議がやり始めて社員を募集するなどは、非常に明るい材料になると思います。ただ圧倒的に多

いのは農家子弟の息子をどうするかということじ、おそれなくウェートとしては高いと思います。ですから新規参入は新規参入として努力してメニューもセットしなければならないのですが、やはり農家子弟なり農家に関連した人をどう留めるかということが先決問題だと思います。そのほうがハ割九割だと思います。私は農業高校を出たのですが、うちの父親が跡継ぎを説得するのに失敗した組なのです。そういう立場の者が担い手対策というのはなかなか言いにくいのでこの問題は嫌いなのですが、もう自分の息子を自分の親が説得するという時代ではないと思います。

地域が担い手をどうにか一定数確保するとか、いろいろな形で騙す、隣の人が隣の息子を騙すとか、騙し合うとかというのは無理であつて騙されませんけれども、個別農家が個別の息子を説得すると、それで失敗したり出て行つてしまひじつゝことです。担い手といふのはやはり地域の担い手ですから、もうちよつと積極的に地域で考えるべきだというふうに言いたいわけです。「俺の息子は継がせたくないから黙っていたんだ」と。私の家もそんな感じで余り言いませんでした。言えば継いだのかとか親のせいにするわけではないのですが、もう少し地域も含めてきつかり、若干儲からないかも知れないけれども、「あんたが残らないとだんだん減つていくんだ。何とか残れ」とか、お金が掛かるのなら一人五百万円ぐらい出して借金漬けにして出られなくしてしまつとか、ちょっと過激で極端ですが地域の担い手だとじつじと当たりをつけているいろいろな形で騙すと。まったく農業が嫌いだという人は騙すわけにいきません。騙せる人というのはある程度農業が好きだという人です。その方を地域として何とか説得する努力、これからは地域は人です。七十オばかりいたくさんじても、一〇年経つたらじつじょもなくなつていくわけです。

(三) 農外からの積極的新規参入

一一一市町村のつか、もつダメなどいつ市町村は、ひとつは言いま

せんけれども一〇ぢかはあるのではないか。農協合併だけではなくて町村合併もあり得るというぐらいです。農協の職員と役場の職員だけは若手はあるけれども、農家は誰もいない、みんな四〇才以上だという市町村もあるわけですから、今から何とか四〇才三〇才二〇才の人を地域ぐるみでということを言いたいわけです。いろいろな仕組み、研修制度・奨学金制度で済むのかどうかというのは地域地域のメニューだと思います。すでにやっている市町村も随分あると思いますが、地域から扱い手を仕組んでいくのです。大学も高校を回って誰か一人大学によこしてください。大学だって潰れるかもしません。私の北海道東海大もあと二〇年もつかどうかわからない時代です。拓銀も倒産するぐらいですから普通の農家だけが苦しいのではない時代の中で、農村から仕掛ける話も含めてアタッショユースを持つて農業高校を回ったり、誰か一人騙してくるというようなことも含めた仕掛けが必要だと思います。つまり農協の職員と農林課の職員で一緒になってどこかの府県へ行って、「新規参入の人、いませんか」とか「花嫁にくる人、いませんか」とか「高校へ行っている人も後を継ぐように」とかいろいろ説得するようなことも含めて、仕掛けしていく。もう黙つて待つてはいる時代ではないということを言いたいわけです。そういう問題になつてこようかと思います。

四 役割分担と経営者能力・農地継承

そういうことの中で先ず土地も確かに大事です。土地がある程度保全できたとしても、扱い手がなければどうしようもない。むしろ農地問題よりも「人ありき」なのかもしません。ある程度人が確保されない限りどうしようもない話だと思います。冒頭に言いましたように基本法農政とか新農政とかで、適正規模とか規模拡大とかいっているのはもうそろそろ完全に見直さなければなりません。つまり完全に買い切れなくなつたり取得しされなくなつたということ自体も含めて、もちろん農業

政策のせいでもあるのですが、そのテンポと離農のテンポと比べると完全に離農のテンポのほうが止まらないという構造の中で、ある程度きつちり扱い手を留める努力をそろそろ仕掛けていかないと、時すでに遅しということになってしまいます。ですから一二市町村のうち、かなりの所はまだ間に合つたから、間に合つた方に扱い手をどうにか仕組んでいくということです。それは花嫁対策とともに含めて、もう看板をかけて待つてはいる時代ではないと思います。市町村でどこに当たりをつけ

表8 支庁別農業移動に占める貸貸借面積、所有権移転に占める公社介入の推移(面積)

支 庁 別	昭61	62	63	平1	2	3	4	5	6	合計
貸 貸 借 比 率	石狩	44.1	47.3	53.5	53.7	49.3	39.9	51.3	61.4	64.6
	渡島	66.5	66.7	75.1	66.3	55.8	59.2	75.5	82.9	72.9
	檜山	50.3	66.7	63.8	46.6	50.9	60.3	71.3	73.5	67.8
	後志	46.2	78.1	58.6	59.9	59.4	54.5	53.5	64.4	53.6
	空知	30.5	45.7	54.5	49.3	58.2	53.5	63.5	63.3	63.7
	上川	44.1	50.9	54.5	53.8	59.3	58.7	64.1	68.2	63.1
	胆振	52.7	60.2	38.3	52.8	66.4	46.8	44.5	83.0	77.3
	日高	56.5	40.3	35.9	41.3	44.3	43.8	46.5	65.1	56.4
	留萌	35.4	50.2	41.6	29.5	42.6	38.8	48.2	68.9	65.1
	網走	41.5	46.4	41.1	54.1	48.1	50.9	54.5	63.9	60.2
所有 権 公 社 介 入 率	十勝	45.5	50.3	39.9	40.8	49.4	53.2	59.0	62.9	60.4
	釧路	32.9	12.1	41.0	42.6	42.7	51.5	57.5	58.9	48.9
	宗谷	10.9	28.7	29.5	24.5	20.1	14.1	32.3	24.8	25.9
	根室	55.3	29.3	20.2	27.4	31.5	57.2	40.3	53.5	32.1
	全道	42.3	47.2	43.3	45.7	49.0	51.5	55.3	62.6	56.4
	石狩	12.8	30.1	36.6	27.5	16.2	40.7	33.3	46.3	35.3
	渡島	8.6	36.9	8.5	8.5	4.4	5.7	8.5	3.6	9.8
	檜山	31.7	34.4	22.5	34.6	28.0	23.8	36.5	39.6	56.4
	後志	7.2	12.7	4.2	3.4	18.8	5.5	6.2	7.4	12.7
	空知	22.1	13.8	22.8	41.2	42.9	41.5	42.5	54.5	58.8
所有 権 公 社 介 入 率	上川	18.7	18.1	28.6	54.4	31.3	26.7	28.7	22.8	44.3
	胆振	5.3	30.0	34.6	13.1	131.7	1.9	22.2	49.2	28.8
	日高	4.6	2.1	1.0	5.5	18.5	1.0	2.5	3.5	
	留萌	23.7	18.1	13.0	4.3	26.6	19.5	13.7	7.2	8.3
	網走	17.6	23.0	28.3	40.2	17.6	4.2	32.7	34.8	52.9
	十勝	35.3	33.0	42.6	27.1	20.8	24.1	25.2	32.5	45.2
	釧路	9.8	18.6	49.0		49.9	37.6	31.4	23.6	45.6
	宗谷	53.9	71.8	41.4	45.5	57.6	50.1	11.3	23.3	56.3
	根室	55.5	54.2	38.6	33.2	32.4	35.1	61.0	47.1	25.2
	全道	24.2	28.3	31.7	26.5	29.8	30.5	32.5	33.0	41.9

注：貸貸借比率は（所有権移転面積+貸貸借設定面積）÷貸貸借設定面積から算定。

合理化の実績は公社売渡・買入の合計値。

資料：北海道農政部『北海道農地年報』各年次、北海道農業開発公社農地買入課資料より作成。

るかはわかりませんが、待っているのではなく、農村から出てどこかに出向いてセールスしていく時代だと思っています。そうしない限り人がなかなか来ないだろうと。新規参入といつても二二市町村みんな引こうとしているわけです。しかも今は本当に数名が年間来るだけで、二二二名もおりません。そういうことを強く言いたいと思います。

五、地域資源保全と中間保有体の創設

(一) 農地の集積集団化へ向けた手法

—農地の中間保有強化・所有権長期保有体の形成—

さうにもう一つ、「農地の集積集団化へ向けた手法」という問題です。これは、一つは農地が集積されていて一団地であれば買ってもよいということがあります。これは土地がちょっと悪くてもよいという言い方をします。従つていかに大機械化になり、零細な一ヘクタールとか二ヘクタールとか細切れにやつてもしようがない。そんな所を一〇力所も二〇力所も渡り歩いて、二〇分も三〇分もかかつてトラクターを動かし合つてもしょうがないと。ですからこれは交換分合とまでいかなだと思います。水田地帯だと特に、美唄とかいくつかの成功事例はありますけれども、必ずしも交換分合とはいきません。従つて利用集積と言いたいのですが、これはいろいろな仕組みがあります。法人的に土地を持つていたら三、四軒でグループを組んで、そのグループの中で法人までしなくてもよいと思うのです。これは浜頓別でまさに言つていて、そうだなと思ったのがあります。それは四、五人グループになつて牧草の収穫作業も全部一緒にやつてしているのです。そしてその人達が土地まで一緒にしようではないかと言ひ出しているのです。ただ収穫物も違うし土地条件が違うものですから、農地の評価をしなければならないのです。評価をきつちりすれ

表9 団地数別 経営耕地分散の状況(平成7年・支庁別)

支庁別	田						畠							
	田のある農家 (戸)	~4 ヶ所 (%)	5 ~9 (%)	10 ~14 (%)	15ヶ 所~ (%)	計 (%)	1団地 面積 (a)	畠のある農家 (戸)	~4 ヶ所 (%)	5 ~9 (%)	10 ~14 (%)	15ヶ 所~ (%)	計 (%)	
石狩	3,571	94.9	4.9	0.2	0.0	100.0	320	4,811	94.9	4.4	0.5	0.1	100.0	192
渡島	2,360	93.9	5.6	0.4	0.1	100.0	132	3,335	88.1	10.4	1.2	0.3	100.0	184
檜山	2,106	90.6	8.8	0.5	0.1	100.0	176	2,107	92.1	6.7	1.0	0.2	100.0	178
後志	2,256	92.8	7.0	0.2		100.0	191	3,789	89.7	8.7	1.2	0.3	100.0	226
空知	12,694	94.0	5.8	0.1	0.1	100.0	329	12,747	98.8	1.0	0.2	0.0	100.0	113
上川	11,937	96.0	3.8	0.2	0.1	100.0	275	12,797	95.7	3.8	0.4	0.1	100.0	250
留萌	1,291	95.9	3.3	0.5	0.4	100.0	295	1,608	87.1	11.3	1.2	0.4	100.0	556
胆振	2,334	93.4	6.2	0.2	0.2	100.0	197	3,011	92.5	6.4	0.9	0.2	100.0	290
日高	1,529	97.9	2.1			100.0	205	2,647	92.1	7.5	0.3	0.1	100.0	413
十勝	228	96.1	3.9			100.0	231	8,486	66.6	29.9	3.1	0.4	100.0	631
網走	1,346	96.1	3.9		0.0	100.0	192	7,743	65.9	29.6	3.9	0.6	100.0	465
釧路								2,034	73.4	22.5	3.5	0.5	100.0	1,057
宗谷								1,011	62.9	31.2	4.4	1.6	100.0	1,045
根室								1,981	86.4	13.1	0.4	0.1	100.0	1,967
全道	41,652	94.7	5.1	0.2	0.1	100.0	270	68,107	86.5	11.9	1.4	0.3	100.0	472

資料：北海道『平成7年農業事業体調査結果報告書』より作成。

は交換分合も同じことになると思うのです。草地も似たようなもんだといつてやつてしまつて、畑作・水田の所は一辺に吹っ飛んでしまうと思います。従つて綿密な農地の評価をしながら、AさんがBさんの近くまで三〇分かかって行って、BさんがAさんの所まで三〇分かかってやつて来ているという構造は、この後一万三千円になつた時に対応できないと思います。そういう意味ではいろいろメニューを使いながら、交換耕作みたいなことがあつたり利用集積みたいなことがあつたり、あるいは浜頓別であつたような二、四軒法人に近いような形にしながら、搾乳作業は個体の性能が違いますから、そこまで一緒にやつてしまつて法人みたいになつてしまつし、共同が壊れてしまつます。従つて綿密なところはきつちり個別にやつて、そうでないところ、草地の場合は同じ条件であれば、草の収穫とか土地の利用ぐらいでもひょとしたらできるかもしません。それも土地評価をして、そのところは四、五軒の一緒の土地にしてしまおうということまでやつています。稻とか畑の場合はおそらく酪農みたいなわけにはいかないでしようけれども、それをヒントにもう少し別の形も加味しながら地域地域の利用集積に努める、つまり一〇ヘクタール三〇ヘクタールになつた時に二団地ぐらいまで、昔からの土地と一番良い土地当たりをその方の土地にして、それ以外の土地を一回放出させるとか、あるいは利用集積で一回交換させるとか、いろいろな仕組みをセットするということです。JA長沼の合理化事業の方も来ているようですが、長沼は見ていませんから何とも言えないのですけれども、これだけ賃貸借が展開していながら、賃貸借の段階で将来売買にいく可能性が高いわけです。ですからその段階でかなりやれることがあるだろうと思います。そういう意味では、北海道でもう七市町村ぐらいの農協で合理化事業の資格を取得しているでしょうか。農協公社で持つてるのでしようけれども、そのような中でできたり、あるいは市町村がいろいろな形で賃貸借相対であつたり親戚であつたり、割り飛び地になる可能性が高いです。それをもう少しブルーしたり町が入

表10 農地移動と大規模経営層への土地集積(北海道・面積)

年 次	移 動 面 積	不耕作	~ 5.0ha	5.0	10.0	20.0	30.0	50.0ha	20.0ha以上 集 積 率	単位 : ha
				~10.0	~20.0	~30.0	~50.0	~		
売	昭55 27,410	-1,671	-1,373	107	491	985	753	707	16.3	
	60 18,864	630	-1,790	-7	398	638	804	-687	5.5	
	62 15,515	-481	-1,564	-136	570	438	648	245	9.7	
	63 16,552	-1,425	-970	-210	451	164	924	500	11.0	
	平1 17,127	-1,612	-1,353	-878	742	862	525	50	11.4	
	2 16,635	-1,817	-1,648	-651	442	662	664	494	13.7	
	3 17,138	-2,255	-1,867	-1,191	338	1,005	1,169	625	19.9	
買	4 14,669	-1,737	-1,106	-728	218	298	1,076	342	14.3	
	5 12,631	-1,905	-1,305	-794	381	232	939	1,117	22.1	
	6 15,477	-2,445	-1,102	-551	656	391	500	1,058	15.4	
	7 14,233	-2,265	-1,350	-932	307	355	401	746	10.6	
	昭55 2,404	120	-939	-271	166	352	204	368	16.4	
	60 5,882	-2,058	-1,751	395	843	894	1,303	372	27.8	
	62 9,936	-1,021	-2,579	571	1,514	627	1,061	266	17.1	
賃	63 12,651	-1,951	-2,360	639	1,602	939	1,169	236	19.8	
	平1 14,406	-2,550	-2,296	502	2,072	1,682	1,249	254	24.4	
	2 15,970	-2,003	-3,259	971	2,738	1,354	1,114	396	27.7	
	3 18,229	-3,605	-3,305	492	2,365	1,789	2,164	1,141	30.7	
	4 18,185	-3,061	-2,608	363	2,535	2,086	1,795	1,325	34.8	
	5 21,098	-4,111	-3,702	287	3,296	2,092	2,357	1,964	35.1	
	6 18,576	-3,975	-2,964	326	3,090	2,024	2,698	1,621	38.3	
	7 20,978	-4,576	-2,621	5	2,702	2,071	3,248	2,365	36.6	

注：法人・交換を除く。各經營段階層における譲受面積に対する譲渡面積の経過分を示す。

20ha以上層への農地集積率は（譲受面積 - 譲渡面積）÷ 総移動面積である。

資料：北海道農政部『北海道農地年報』各年次より作成。

つたり農協が関わったり、あるいは第三セクター、合理化法人などが関わりながら、その段階で交通整理もできるかもしれません。個別農家は個別農家のまま離農跡地を売買するわけですが、今は一戸で買えません

から一〇ヘクタールの土地が出たり三戸で分割したりするのです。それは保証人も含めて分割するわけですねけれども、ただ個別農家が「俺はこっちの土地が欲しい」と勝手にやつていくと分散がどんどん累積します。やはり公的に交通整理をしないといかない時代だと思います。公的な権限、イニシアティブというか、もちろん不満を持っている人とかやりたくない人もいるでしょうけれども、全体のために何かしないと、みんな個別に任せていたらおそらく大変なこと、大変なコスト高になってしまいます。

〔二〕公社による保有合理化事業の充実

地域努力というかもう少し利用優先に徹する、つまり土地は所有するということがメインではないのです。特に北海道はそうです。所有して「俺の土地だ」と言っているのは、府県の高い土地に引きずられた発想、あるいはアーサーヤングではないですけれども農地解放に引きずられた発想だと思います。もう少し利用に徹した考え方で経営を考えていく必要があります。その時全部交換しろとは言いません。もちろん明治時代から入った所、屋敷回りと一番良い土地ぐらいはお互いに保障すると。そこを交換しろといつためちゃくちゃになってしまいます。そ�では

なくしてそこぐらいまではお互いに権利として、飛び地であっても一団地ぐらひまでは一番良い土地でしよう。あるいは屋敷回りで、おじいちゃんが入った土地だからこまでは保障しましょと。でもそれ以外で一〇年前に買った土地とか一〇年前に買った土地とか、良い土地悪い土地いろいろありますけれども、そこをさつちり農地評価をしながら、三回地までにしたり四回地までにしたりしながら、ある程度の農地にして使いやすい圃場にするということです。悪い土地は悪い土地同士で交換することもできるかもしません。良い土地と良い土地で、ランクをつけながらお金で換算する場合と、圃場の条件でいろいろな意味での等価交換があり得るのではないかと思います。それは地域の工夫だと思います。

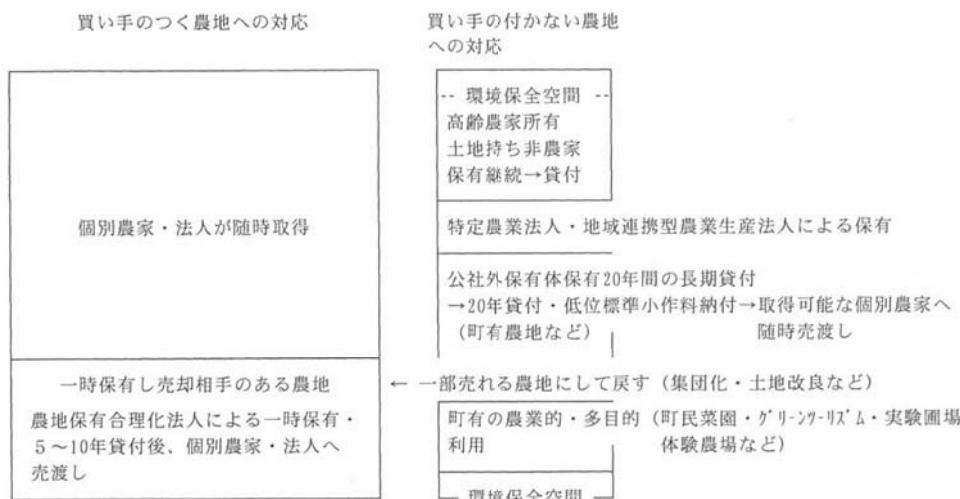
す。いきなり交換分合ではなくて、交換分合ができればそれはそれでおいに結構ですけれども、できなければいろいろなメニューがあるので、地域で即行で動かしていかなければならない時代だと思います。

あるいは大区画化ということですが、どこまで区画化すればよいのか。あまり大き過ぎてもよいということはいろいろな試験場の研究で実証はされていますけれども、ある程度区画化するということです。土地改良とか暗きよ排水とかも含めて、いろいろな形で農地の整備は必要だと思っています。あるじは場合によっては住宅とか経営移転といふこともあり得てよいだろうと。つまり手狭な住宅から二千万ぐらいの移転料を用意して、五軒ぐらい移転すると一億になりますからちよと大変ですが、三軒とか四軒とかいうことがあってもよいかもしないということです。つまり手狭でみんな草が足りないという地区から、何軒か安い手のいらない地区に移転してもらいうのですが、その時に一軒当たり一千万とかの移転料を町として拠出するのです。リースとか離農跡地に入る公社の参入事業がありますけれども、あれに似たようなことが企画されてもよいかもしれません。いろいろな形で地域の農地どう保全するかという問題も含めて、考えていかなければならぬと思います。

〔三〕公社以外による重層的農地保有体の創設

さらに、最近考えていることなのですが、ご披露いたします。もちろん財政負担が伴うことですから、なかなか一朝一夕にはいきません。しかし五年ぐらい言い続けていくうちに、ひょっととして予算化するかもしれないという考えです。それはやはり地域の農地の問題で、図1の左側ですが公社が関わっています。計算の仕方はいろいろあるのですが、公社の合理化事業で入っているのはだいたい四割かもしれないし五割かもしれません。私の試算では三六%としておきますけれども、四割ぐらいが公社の合理化事業です。多くの市町村に利用されているかと思います。

図1 農地の重層的保有体の概要



右側が売れる農地で左側が買い手のつく農地です。買い手のつく農地は、もちろん個別農家が法人も言めて隨時いろいろな形で取得していってもらいます。その中で開発公社の合理化事業で、これまで通り、あるいはこれまで以上の資金枠が用意されることを期待しますけれども、そういうある程度の事業はこの後も含めて同じように参入してもらいます。買ひ手のつかない農地というのがありますが、ここが今までからずっときているように、全部個別農家に結局はおんぶしてきたわけです。これながらある程度の事業はこの後も含めて同じように参入してもらいます。買ひ手のつかない農地というのがありますが、高齢農家の面積が出てきます。市町村によつてはもっと出ていくところもあるでしょう。しかし高齢農家の方は比較的面積が小さいですから、そういうことだと思います。私の試算でも一五%以上にはなるかと思いますが、高齢農家の面積が出てきます。市町村によつてはもっと出ていくところもあるでしょう。持ち続けるためには、地域的に高齢農家を支援するようなサポートセンターも必要で、高齢農家をいきなり排除するべきではないと思っております。これは新農政とかにも反するのかもしれませんけれども、地元の農家はきつちり地元に残つてもらうと。現役の方ですから、ノウハウは新規参入の方どころではなく、一級品の技術を持っておられるわけですから、それを上手く生かして地域でそのまま活躍していただくということも含めて、一年でも五年でも長く土地を持ち続けてもらうメニューを用意すべきだと思います。そしてこの方で一部耕境後退して、先ほどの美瑛のようになくなってしまつたら、この農地はどうも買うことはできないだろうから持ち続けたまま減価リスクを負つてもらうと。特定農業法人あるいは地域連携型、これは北海道の単独事業ですけれども、愛別とか十勝管内であるような連携型法人があれば、これはもっと多くなると思いますけれども、ある程度これで地域の農地を保全してもらつていうことがですが、これはもう大賛成です。

これは農地法の改正になりますが、残りの所はやはり市町村が負うべきではないか、あるいは市町村が負うしかないと思つています。株式会社が入られるのでしたら市町村が何とか農地を抱える、これは地方交付税交付金でしようか、基準財政需要額の中に農地保全というのを盛り込むということになると思います。これはもちろん相当な軒轅もあるでしょうし、今財政縮小の折に市町村はそんなことをきかないということだと思いますけれども、農地保全の優先順位の高い市町村であつたり、深川とか鷹栖などはやらないでもどんどん売れていくかもしれません。力のない所は逆にできないかもしません。しかしこれは若干地方自治ですから、できないところはできないやむを得ないかもしません。ただできるところ、力があり財政がありいろいろなところから地方交付税として財源を引っ張つてきたり、あるいは〇・一%ぐらいの格安の基金ができるで町が何億円か借りて、もちろんこれはタダで貸すというのではなくて、二〇年というのは適当に書いたわけで一五年でもよいのですが、長期でなければダメです。五年ぐらいではダメで一五年ぐらいになるでしょう。今の長期保有で、農地保有合理化事業の長期貸付型ができましたけれども、あれに似たよつな形でも一回五年プラスされる、再更新という形で一五年ぐらいを想定していくかと思います。それから低位小作料ですが、小作料が若干高いといわれているわけですから、蘭越とかでやっているように一割～一割ぐらい市町村が小作料を補てんして、若干安めの小作料にするのです。つまり貸しているほうは、自分も年金で住んでいけませんから、去年の減額要求でもやはりそうはいかなかつたと。従つて高くしたら今度は借りている農家が、「こんな高い小作料では、一〇年ぐらい借りていても買えるぐらいになるから買ったほうが多い」ということになりますから、その差額を若干支援しなければなりません。つまり一割～二割補てんするということです。

では高い地価を買ってよいのかとなると、住専問題みたいな形で町有

農地があるわけではないですから、ちゃんと評価して、あるいは二割引きぐらいでもよいかもしません。あるいは一割ぐらいの経営転換タイプのような考え方でもよいかと思います。ただ一割～一割実勢から割り引いてもよいかもしません。九割ぐらいで町で賣りますよ。負債も上乗せされた形で買ったのでは、住専問題が町を抱えてしまいますから、そうではなくて、きつちり実勢、あるいは実勢から一〇%なり二〇%引きぐらいの値段で町が買入れます。全部買つのではなくて、ちゃんと評価してこの後農地をある程度町で残すべきだという一定水準以上の農地です。これに町が関わるわけです。全部買つていると町も売り切れませんし、全部公共農地にするわけにもいきません。財源だつてあります。これは国民の税金でもあります。それはできません。税金はきつちり使つているというためにも、きつちり農地評価をして、農地評価のリスク分、将来一〇年抱えてい

表 11 年齢別世帯主 50 歳以上の後継者不在状況(北海道)

経営部門別	農家 総数 (1)	世帯主 50～59歳農家				世帯主 60歳以上農家				単位：戸、%
		農家数 (2)	(2)/(1)	後継者不在(3)	(3)/(1)	農家数 (4)	(4)/(1)	後継者不在(5)	(5)/(1)	
昭和 53	124,430	38,320	30.8	16,800	13.5	32,690	26.3	12,420	10.0	
58	114,800	44,660	38.9	19,390	16.9	27,080	23.6	14,830	12.9	
63	104,140	36,880	35.4	14,180	13.6	33,060	31.7	18,530	17.8	
平成 4	82,340	27,820	33.8	11,930	14.5	23,800	28.9	13,490	16.4	
6	76,710	23,100	30.1	10,640	13.9	24,770	32.3	13,390	17.5	
8	71,960	20,050	27.9	9,220	12.8	21,460	29.8	12,910	17.9	

注：平成 4、6、8 年の農家は農産物販売農家数である。

資料：農林水産省統計情報部『農業構造動態調査報告書』各年次より作成。

るうちに若干減るかもしだい」というふうに八〇%ぐらいで買入れるといふことです。オーバーローンになった場合は、あとの二〇%は農協とかいろいろなことでやるか、本人負担になるのか、住専問題という形で考えるのではなくて町の財産だと。つまり町がきつちり財源として、学校を創ったり橋を造つたりすると同じ財源の項目として農地保全というのが入るということです。もちろん今の制度ではできませんし今はないですけれども、じいが引き受けかとなつたら市町村しかないだらうと思います。もちろん開発公社が全額買うだけの、昔四〇年、四一年頃に議論のありました農地管理事業団構想ぐらいが出てくれば、これは私は万々歳です。それをやってくればよいのですが、そんなじ世でもないです。

四 「株式会社」農地取得の拒否

私の作ったこのメニューは、府県では動く必要もないし動かないと思います。府県は兼業農家の方が持ち続けてくれます。町有農地みたいに肩代わりしてくれて、貸し続けてくれるわけです。府県は売買などとうのはなくして、ほとんど賃貸借と作業受託だけで動いていて、利用集積させようとしているわけです。北海道は売買ですから、売買がもうどうしようもなくして、今次から次へとタライ回しじてゐるのです。これは一刻も早く止めなくてはならないのですが、今止める手だけでがないのですからみんなで苦労しているのですが、やはり町有農地しかないだろうと思っています。負担も小さい大きいいろいろあります。財源の無い所は小さいサイズ、五〇ヘクタールあるいは一〇〇ヘクタールぐらいからスタートするとか、いろいろなメニューがあつてよいと思います。そうしながら矢印が書いてありますように、一部は売れる農地にすると、町有農地ですから、この保有期間中に土地改良をしたり圃場整備をしたり、あるいは新規就農したりして、一団地にして誰か買い手に売るといふこともあつていいわけです。そして一部売れる農地にするために団地

化とか土地改良をした場合は、町を抱えてくる農地については一〇〇%町の負担でやるべきだと。その時は一〇万の土地が一五万になつたりしてもよいと思うのです。つまり五〇%ぐらいの値が高くなつたけれども良い土地になったじうのであれば、買う手もちゃんとつくわけです。市町村の規模と財源にもよりますけれども、そういう形でできるといふから仕組むといふことです。これを公社に繋げていきながら、今までずっと考えてきて、やはり地域の資源は地域で守るしかないだらうと。私はまったく反対ですけれども、株式会社などが入つてもそんな連中は当然にならないし、そんなことになる前に地域で何とか保全するべきです。あと五〇年も経つてじうしょもなくなつた時、最終的にはそういうことがあるかもしませんが、今はそんな場合ではないし、地域でなんとかする手だけはまだあるじうことを強く言いたいと思います。それも含めて今株式会社のいろいろな動きがあるようですが、それでも個人的には反対したいし、反対できるだけのメニューも地域が「保全しているんだ。できるんだ。ちゃんとやるんだ」という姿勢も、見せなければいけない時代になつてきたと感想します。

五 地域資源の保全管理と食料「自給力」の維持

町はそういう形で何とか関わるといふのですが、これはおそらく北海道しかしないじうと思います。北海道と府県の青森とか秋田とかの一部のところまではしかできないし、関東とか近畿みたいに一坪いくらの地価の所で町有農地などじう話ではないはずですから、北海道しか動かないという意味ではまさにこの制度でよいわけです。一応全国的に開放したけれども、北海道も財源のある所しか動けないかもしません。財源のない所はない所でまた別の枠で用意しながら、いろいろな形で動ける所から先ず動いていく仕組みとして、私はこれしかないのではないかと思っています。町もそういうことを抱えた中で、一部むづつよつもない所なり農用地としては使えない、あるいは個別農家としては任せられない

という所は、町民菜園・グリーンツーリズム・実験圃場・体験農場とします。体験農場なども、美瑛で体験学習という形で高校生とかにイモ拾いなどをさせているわけです。商売でやっているから、イモ拾いなどもかつたるくてやらせておけないわけすけれども、地域の方が管理しながら体験農場のエリアとして、たとえば一人一〇アールぐらい植えてあげて、「そろそろ収穫時期ですよ。やつて来てください」というハガキ



▲熱心に聴講する研修会参加者

でも出して来てもらえればよいわけです。もちろん利用料はきつかり一〇アール分だけ取ります。オーナーではないので権利はないすけれども、場合によってはそういう形で体験農場ももつとゆつたりと作ってもよいかもしれません。農地が余っていますから、余っている所を農地として多目的に利用したいというわけです。これを転用したりいろいろな形にするのではなくて、農地として利用するには一坪ぐらいではしあうがなわけです。町民菜園ぐらいの面積ではなくてもつと大々的に何かに利用して、お金をきつかり払ってくれる方に、イヤになるでしようけれどもイモ拾いも一〇アールぐらいしてもらうのです。いろいろなことを体験したいという方は、家族連れでやつてきたり近所の人とやつてきたりします。農業経営の中で体験農場という形で組み込むということは、ホームステイをしたりして美瑛でやつています。それはそれでいいですけれども、もっと大々的な面積を仕組んでもよいと思います。そのようないろいろな仕組みも含めて、考えてよいのではないかと思います。

最後のまとめになるわけですけれども、そういう中でクリーンで安全で健康な物を大量に作つて生産過剰になり、どんどん値段が下がつていくという悪循環が、政策的なシナリオでもあつたわけです。どんどん大量に作つてみんなで生産調整し、価格支持が下がつていく。やはりクリーンで安全だというのは高いのだというのを納得してもらわなければいけません。農村部では納得しているわけですが、都市部の方にどう理解してもらうかという努力が今まで足りなかつたのではないかと思います。従つてクリーンな物は高いから商品は少な目で儲けは一緒だと。つまり所得は維持できるというメニューにしないと、みんなで規模拡大をして所得は一千万円稼いだけれども、次の年に三万円みんなで病院に入つてしまつた。お父さんが病院に入つて次の年にお母さんが病院に入つていたのではしようがないわけで、そんなのでは跡継ぎも繼きません。クリーンで安全な物は高いのだというのを、どう農村部から発信して仕掛けるかと。従つて扱う量は今までからみたら若干少ないけれども、所



▲討論で質問する研修会参加者

得は維持できます。ただそれはまだ説得できていないと思うし、クリンで安全だけれども外国製品のほうが安いからよいという、価格がまだ壁をつくっているのだろうと思います。そういう意味では消費者をどう巻き込んでいくか、つまり何を言いたいかということ、一人一人攻撃ではないですけれども、農産物を作るのは結構大変なことなのだと、非農家の方あるいは都市生活者の方を一人一人説得するということです。農村部も生産者の場だけだったわけです。今まで続々とリタイヤしながら、生産者が九九・九%まで農村空間を独占してきました。そうではなくていろいろな形で農村に来て貢つて、見てもらって、体験してもらうのです。そして「やはり高くていいんだな」とか、「こういうふうにやってるんだな」ということをじつかり見てもらつのです。ジャガイモもみんな同じ大きさではなくて、小ちやな物もあるし大きな物もあるしパワーかい物もあるというのを見つかり自分で見てもらつたために、都市生活者を農村に引きずり込むという努力を農村部から仕掛けていかなければならぬという時代にきていると思います。それを見せないから、テレビとかいろいろな報道だけで圧倒的な消費者は錯覚してしまつわけです。ですから一人一人攻撃です。私も大学で講義をやつているのですから、私の講義に来る者には少なくとも一人一人攻撃ふうに、非農家の方ばかりですけれども何とか説得しようと思っています。この後二〇年間教壇に立つとすれば相当数説得できます。そういう努力を最低限一人ずつから農家の方は農家の方を説得してもわかっているので、外の人を説得する時代だと思います。場合によつては農村へ引きずり込んで、実際に見てもうのです。そのためにはそういう空間も農村にいろいろな形でセットして、農村で楽しんでもらつたり農村を見てもらつメニューを用意していかなければならぬと思っています。ちょうど時間もきましたので、終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

農用地の有効利用と担い手育成

財団法人 広島県農業開発公社

担当課長 居升 邦彦

おります。よろしくお願ひ致します。

今先生から大変大きな話を聞きましたが、広島県は北海道の規模から言いますと一〇分の一であります。もし一〇糮、二〇糮の農家がいらっしゃれば、県内トップになられるというような形であります。そういうことをお読みの上、拙い報告になるかと思いますけれども、現地から報告ということでお願い致します。

司会 谷本先生には、現在各現場で抱えておられます農地をじのよう取り扱つていかとかといふことを、かなり力強くお話していただきました。続いて現場からの報告ということで広島県農業開発公社の居升さんにお願いします。

広島県農業開発公社は府県では比較的大きな公社です。北海道の公社は非常にほかでかいのですが、岩手とか広島県公社というのは歴史的にも長い公社でございます。そういう中で、先般私どもも調査を行かせてもらいまして広島県公社のことをいろいろ調べてきました。いち早く農作業の受委託について取り組んでおりまして、まだ完全に軌道には乗つておりませんけれども、徐々に今軌道に乗りつつあるという状況になっております。そういうことで、今日は現場の第一線で活躍されている広島県農業開発公社の居升さんから一時間ばかりご報告をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

一、広島県の農業実態

居升 今日は、広島県農業開発公社の東部事務所と言いまして、広島県で言えば大体岡山県の方に近いところにあります、居升と言います。大変珍しい名前で、こういった発表会の時には、「居なくとも居ます」といふことによろしくお願ひします」こうつぶつと発表させていただいて

まず広島県の状況について簡単にご説明申し上げたいと思います。広島県は属に日本の縮図とか日本の平均的な県というふうに言われております。生活や生産基盤が、今流行りの全国第何位とかいう県勢の順位がだいたい平均的なところにある県であります。地形的に見ますと、またこれが複雑でありますて、北は中国産地がございます。南は瀬戸内海で多くの島があります。そして川や谷、平野、盆地、それから高地などがたくさんあります。広島県で降った雨はほとんど島根県、日本海に流れています。ですから気候的に言いましても、一、二、三年前に大干ばつがありまして、高知県の早明浦（サメウラ）ダムが干上がったというこ

とばかりニュースになつておりましたけれども、実は広島県も同じで、川という川が全部干上がつております。そいつた状況で農業をやつて、いる関係上、先程言いましたように需細規模の方がほとんどであります。作目的に言えば、ミカンからリンゴまで出来ております。ですから北部の方はこちらの東北・北海道のような北国のように、雪が一・五から二メートルも積もる地域もございます。スキー場も一〇何カ所県北にはございます。広島県は野性のスズランの南限地ということでも有名になつておりますし、いろんな顔を持つていて、いろいろふうにお考えいただければと思います。

人口は約二八八万一千人ぐらいです。面積を何万平方キロメートルと言えばいいのですけれども、例えば高速道路を一時間半から二時間一〇〇キロでぶつとばしますと、岡山から山口まで行つてしまします。それから縦に日本海の方へだいたい時速六〇キロで一時間行きますと、広島市内から島根県の方へ入つてしまうという、そのくらいの間隔です。北海道の公社と広島県の公社はなかなか関係がございまして、技術交流などをしているのですが、その派遣職員さんが北海道から広島へ来られ



▲広島県農業開発公社
担当課長 居升 邦彦さん

表1 広島県農業の主要指標と全国順位

区分	調査時	単位	実数		本県の位置	
			広島県	全国	シェア	順位
総農家数	平7.2.1	戸	92,197	3,437,569	2.7%	13
主業農家数	"	"	8,511	687,097	1.2	...
準主業農家数	"	"	17,369	743,514	2.3	...
副業的農家数	"	"	66,317	2,006,958	3.3	...
販売農家数	"	"	60,294	2,646,975	2.3	22
主業農家数	"	"	7,701	676,455	1.1	32
準主業農家数	"	"	15,029	693,121	2.2	21
副業的農家数	"	"	37,564	1,277,399	2.9	10
農家人口(総農家)	"	人	345,789	15,060,184	2.3	20
農家人口(販売農家)	"	"	233,059
農業就業人口(総農家)	"	"	122,108	4,892,351	2.5	18
農業就業人口(販売農家)	"	"	84,044	4,131,947	2.0	24
基幹的農業従事者(総農家)	"	"	61,604	2,772,371	2.2	20
(うち女性比率)	"	%	48.4	46.4	-	14
(うち65歳以上比率)	"	"	64.9	...	-	...
基幹的農業従事者(販売農家)	"	人	46,720	2,555,463	1.8	23
(うち女性比率)	"	%	48.6	46.4	-	14
(うち65歳以上比率)	"	"	61.6	...	-	...

(注) 1995年農業センサスから新たに主副業別農家区分が行われた。

主副業別区分の定義は、次のとおり

- ・ 主業農家：農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
- ・ 準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
- ・ 副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

たまらず言わるのは、車を運転して、ハンドルを真っ直ぐ持っている時間がないと。常にカーブを切らなければいけないのです。山間部に行きますととにかくハンドルを真っ直ぐに走らせる時がありません。とにかく曲がっている。そういうような感じで地形を見ていただければと思います。

広島県の農業概況ですが、第一表を見ていただくと総農家数は九二、一九七戸です。全国的には一二番目であります。販売農家は六〇、二九四戸、全国順位一二位というふうな形で、順位と全国的な戸数を見ていただければと思います。

農家所得（農業所得）ですが、四七都道府県中一番下の四七番だとうところを注目していただきます。

広島県をベスト一〇という中ではなかなか難しいので、農業に関するワースト一〇を昨日拾いだしてみたのですが、例えば水田の圃場整備率はワースト一一位でござります。それから稻作生産コストはワースト四位です。それから急傾斜地域比率ですね、これもワースト三位。それから今回問題になっております、担い手とか遊休農地になっております高齢化率になりますとワースト一位になっています。全国一番の高齢者農業をやっている県であると。それからもう一つ、耕作放棄地もワースト三位でござります。ですから今日のテーマで、じゃあ広島県公社とそれから先程ご説明がありましたファームランド広島が、どういったことで地域または農家の方を支援しているかということにつきまして、順次説明に入らせていただきたいと思います。

まずは広島県の農業情勢ですが、（第2表）本県の農家は稻作農業を中心としております。その労働力は家族労働に頼っておりまして、近年は農家戸数も減っています。総農家戸数を平成二年と七年で比較しますと、一年は一〇一、九三六戸あつたのが七年には九一、一九七戸となりました。約一〇%減少しております。今日のところは販売農家の農家戸数と農家人口または耕地面積の割合をざつとお話ししまして、ご説明に替

表2 広島県農業の主要指標と全国順位（つづき）

区分	調査時	単位	実 数		本県の位置	
			広島県	全国	シェア	順位
耕地面積	平7.8.1	ha	69,500	5,038,000	1.4	23
(水田)	"	"	49,800	2,745,000	1.8	22
(普通畑)	"	"	9,520	1,225,000	0.8	25
(樹園地)	"	"	8,840	407,600	2.2	16
(牧草地)	"	"	1,370	660,700	0.2	18
(1戸当たり平均耕地面積)	7年	"	0.75	1.14	-	39
農作物作付け延べ面積	6年産	"	64,200	5,049,000	1.3	27
耕地利用率	"	%	90.9	99.3	-	45
農業粗生産額	6年	百万円	137,649	11,249,100	1.2	32
(米)	"	"	54,763	3,671,600	1.5	28
(野菜)	"	"	21,214	2,467,400	0.9	37
(果実)	"	"	16,332	961,500	1.7	21
(畜産)	"	"	34,468	2,617,700	1.3	27
乳用牛飼養頭数	平7.2.1	頭	15,800	1,951,000	0.8	26
肉用牛飼養頭数	"	"	34,100	2,965,000	1.2	27
豚飼養頭数	"	"	73,800	10,250,000	0.7	31
採卵鶏飼養羽数	"	千羽	7,679	193,854	4.0	6
プロイラー飼養羽数	"	"	907	119,682	0.8	29
農家総所得	6年度	千円	8,519.2	9,091.2	-	31
農家所得 (農業所得)	6年度	千円	5,740.5	7,093.5	-	41
農業依存度	"	%	563.3	1,593.1	-	47
	"	%	9.8	22.5	-	44

表3 農家数の推移

(総農家)

(単位: 戸, %)

年	計	総農家					
		専業農家		兼業農家		60歳未満の男子農業専従者のいる農家	65歳未満の男子農業専従者のいる農家
		計	男子生産年齢人口のいる農家	計	第1種		
55	130,611 (100.0)	17,593 (13.5)	5,916 (4.5)	113,018 (86.5)	14,827 (11.3)	98,191 (75.2)	9,925 (7.6) ...
60	123,021 (100.0)	20,405 (16.6)	6,120 (5.0)	102,616 (83.4)	10,019 (8.1)	92,597 (75.3)	7,510 (6.1) ...
2	102,936 (100.0)	19,989 (19.4)	5,539 (5.4)	82,947 (80.6)	6,031 (5.9)	76,916 (74.7)	4,981 (4.8) 9,187 (8.9)
7	92,197 (100.0)	20,086 (21.8)	3,982 (4.3)	72,111 (78.2)	7,330 (8.0)	64,781 (70.3)

(販売農家)

年	総農家数	計	販売農家					
			専業農家		兼業農家		60歳未満の男子農業専従者のいる農家	65歳未満の男子農業専従者のいる農家
			計	男子生産年齢人口のいる農家	計	第1種		
2	102,936 (100.0)	68,049 (18.1)	12,305 (6.0)	4,110 (6.0)	55,744 (81.9)	5,587 (8.2)	50,157 (73.7)	4,657 (6.8) 8,250 (12.1)
3	101,690 (100.0)	67,180 (18.6)	12,490 (6.3)	4,240 (6.3)	54,690 (81.4)	4,110 (6.1)	50,580 (75.3)	3,870 (5.8) 7,000 (10.4)
4	100,360 (100.0)	66,240 (19.6)	12,980 (6.1)	4,030 (6.1)	53,260 (80.4)	4,010 (6.1)	49,250 (74.4)	3,780 (5.7) 6,500 (9.8)
5	98,970 (100.0)	65,250 (20.1)	13,130 (5.2)	3,420 (5.2)	52,120 (79.9)	3,900 (6.0)	48,220 (73.9)	3,030 (4.6) 5,600 (8.6)
6	98,370 (100.0)	64,370 (20.6)	13,260 (5.2)	3,370 (5.2)	51,110 (79.4)	3,660 (5.7)	47,460 (73.7)	2,600 (4.0) 4,990 (7.8)
7	92,197 (100.0)	60,294 (20.3)	12,253 (4.9)	2,961 (79.7)	48,041 (10.8)	6,495 (68.9)	41,546 (4.1)	2,490 ...

資料：農林水産省『世界農林業センサス』ほか

()内は構成比

(注) 1. 販売農家とは、経営耕地面積30a以上、または過去1年間の農産物販売額が50万円以上の農家であり、この基準に満たない農家は自給的農家として区分する。これは、90年センサスにおいて新たに導入された区分である。なお、平成3年以降は、総農家数以外は販売農家に関するものしかデータがない。

2. 90年センサスでは、調査対象農家の下限基準が全国一律に10a(85年センサスでは西日本は5a)に統一された。但し、経営耕地面積が10a未満であっても、過去1年間の農産物販売金額15万円以上(85年センサスでは10万円以上)の農家は、例外設定農家として調査対象とした。

また90年センサスから、「自家農業」に農作業受託を加えたものを「自営農業」と概念規定し、農作業受託が農業に含めて取り扱われることになった。このため専兼別農家数については、平成2年以降とそれより前とでは対比できない。

えさせていただきたいと思います。同じく販売農家の専業農家だけの戸数を見ますと、平成二年に一二、三〇戸あつたのが七年には一二、二五三戸と、こういうふうな減少を示しています。男子で生産年齢のいる農家が四、一一〇戸から一九六一戸になつてゐるというふうな形になつております。六〇歳未満、六五歳未満の数字もそれ見ていただければ、これだけ農家が減つているのかということになります。六五歳未満ではだいたい四〇%ぐらい減つてゐるということになります。

主副業別農家数の全国及び中国地方の対比ですが、平成二年と七年を比較しますと、農家人口は四〇万から三四万五千と一三%減つておりますけれど、特に基幹的農業従事者数の六五歳以上の人口が二四、九一八から二八、七八八と増えています。これだけ高齢化が進んでゐる、農家戸数が減つてゐるスピードよりも高齢化になつてゐるスピードが増えてゐる。この辺に注目していかなければいけないのではないかなど、ふうに思つております。

今農家戸数・人口についてご説明しましたけれど、今度は面積的などと、経営耕地規模別農家戸数の推移ということで、第四表の販売農家の欄を見ていただければと思います。平成二年に農家数は六八、〇四九戸あります。そのうち、先程二〇、三〇ヘクタールの話をされていましたので面積の規模をいふのは大変恥ずかしいのですが、〇・五ヘクタール未満の経営農家が一三、〇五一戸あつたと。〇・五から一・〇ヘクタールが二八、六〇一、その比率は全農家戸数に対して七六%ぐらいに及ぶわけです。それで平成七年も同じように見ますと、だいたい同率なのですけれども、この中の表で、三から五ヘクタールの経営規模の農家の方が平成の二年には五七〇戸いらっしゃいますが、平成七年には六九四戸と増えています。このことは何故かと言いますと、広島県もそうは言いましても圃場整備がどんどん進んできております。それに伴つて大規模農家に対しても農地集積なり促進された結果ではないかと思うのですけれども、この二割以上の農家の割合というのは一%弱にすぎません。

表4 経営耕地規模別農家数の推移
(販売農家)

(単位:戸、%)

年	販 売 農 家 数	0.5ha 未 満	0.5~ 1.0ha	1.0~ 1.5ha	1.5~ 2.0ha	2.0~ 2.5ha	2.5~ 3.0ha	3.0~ 5.0ha	5.0ha 以 上
2	68,049 (100.0)	23,051 (33.9)	28,602 (42.1)	11,108 (16.3)	3,293 (4.8)	1,015 (1.5)	411 (0.6)	434 (0.6)	136 (0.2)
3	67,180 (100.0)	19,420 (28.9)	30,540 (45.5)	11,540 (17.2)	3,640 (5.4)	1,110 (1.7)	280 (0.4)	520 (0.8)	160 (0.2)
4	66,240 (100.0)	19,030 (28.7)	29,840 (45.0)	11,490 (17.3)	3,730 (5.6)	1,200 (1.8)	360 (0.5)	470 (0.7)	120 (0.2)
5	65,250 (100.0)	18,650 (28.6)	29,370 (45.0)	11,220 (17.2)	3,820 (5.9)	1,050 (1.6)	530 (0.8)	600 (0.9)	
6	64,370 (100.0)	18,610 (28.9)	28,890 (44.9)	10,720 (16.7)	3,920 (6.1)	950 (1.5)	670 (1.0)	610 (0.9)	
7	60,294 (100.0)	20,884 (34.6)	24,963 (41.4)	9,508 (15.8)	2,864 (4.8)	979 (1.6)	402 (0.7)	485 (0.8)	209 (0.3)

資料：農林水産省『世界農林業センサス』ほか

()内は構成比

一、広島県における農地流動化の実態

こういったような状況で広島県農業は稲作經營を中心ということで説明しましたけれども、その大部分は飯米の確保、それから稻作經營が兼業の所得のわずかな補填をしている。それから先程ありました、財産管理の一つの手段として農業をやっている。北海道の方から比べますと、「趣味かいな」と言われそつながらいの規模でございます。しかし先祖伝来守ってきた農地を今残っている高齢の方は、「遊びしてはいけない」そうは言っても、遊びながらでも保全をしていかなければいけない」そういうたような気持ちはないふん強いですね。

それから広島市から車で一時間圏内の農業地帯ですが、そこはだんだん農家が減っております。というのは最近の米価が下がった関係で、別に自分で飯米を確保しなくても買えばいいじゃないかというような観点から、また市内近郊の農地もどんどん遊休化してきています。遊休化どころではなくて、農地以外に転用されているというような状況に至っています。

そういうたようなことで、耕地面積の推移ですが、(第四表)これはただ単に田畠の面積はどんなに移つていつたかということを示したものですけれども、平成二年は七四、二〇〇ヘクタールの田畠がありましたが、平成七年には六九、五〇〇ヘクタールと約七%減少しています。これをちよつと遡つて六〇年と比較しますと、七九、〇〇〇に対して六九、五〇〇ヘクタール、約二三%減少しているわけです。それを棒グラフ(図1)で書いてありますけれども、ずっと同じ比率で下がつておりますので、平成二年JR対策関連の終わりそうな平成二年、一三年でどの程度減るかと言いますと、約二〇%ぐらい農地が減つてしまふのではないかなど。昭和六〇年から一五年間に約一、六〇〇ヘクタールぐらいの農地が減るのではないかなどといつ予想が県の方でも出されております。その原因としまして、第5表の耕地の拡張・潰瘍面積の推移というこ

表5 耕地面積

(単位:ha)

区分	田 畑 計	田	畠			
			計	普通 畠	樹 園 地	牧 草 地
35年	112,200	78,100	34,100	25,100	8,760	240
40	108,300	75,000	33,300	20,000	12,000	1,290
45	103,100	70,600	32,500	16,000	14,000	2,520
50	89,800	62,200	27,600	12,100	13,100	2,350
60	79,000	55,400	23,600	10,200	11,400	2,040
61	78,100	54,900	23,200	10,300	11,000	1,890
62	77,200	54,400	22,800	10,200	10,800	1,800
63	76,500	53,800	22,700	10,300	10,600	1,810
元	75,200	53,400	21,800	10,200	9,830	1,770
2	74,200	52,900	21,400	10,100	9,540	1,690
3	73,400	52,300	21,100	10,000	9,420	1,690
4	72,600	51,700	20,900	9,970	9,340	1,600
5	71,700	51,100	20,600	9,870	9,200	1,560
6	70,600	50,500	20,200	9,730	9,010	1,410
7	69,500	49,800	19,700	9,520	8,840	1,370

資料：農林水産省『耕地及び作付面積統計』

とで、圃場整備とか、最近は開畠というのではないのですけど、開墾等で畑は開いておりまして、そいつた面積がどの程度増えているか。潰廃というのは自然災害、人為潰廃、田畠の転換ということで見ていただければ、だいたい田で毎年約五〇〇ヘクタール、畑で約三〇〇ヘクタールの農地が減つてきています。これが全て遊休化とか耕作放棄地になつてゐるとは考えられませんけど、一つの指標として、農地が少ない割りにはこれぐらいの規模の、五〇〇、三〇〇という大きな面積が減つてきてゐる、このよつた予想も推測できるのではないかと思います。

私は実は非農家の出なのですが、親父、お袋は農家の出で、私のことを言つては何なんですか、血筋は広島県ではなくて島根県でございます。島根県の中國産地のど田舎でございまして、今は見渡すかぎり家がございません。一軒だけおじさんが頑張つて農業をやつてくれていますが、そういうふたよなことで、私の家族の状況を言えばすぐに広島県の農家の情勢なり農地の情勢になるのですが、恥ずかしい話なのでなかなかこつういう場で言いませんが、とにかく零細規模の農家、担い手の減少というふたよなことが出ております。それから大規模農家の確立が、それにしては遅れている。それからもちろん農地の流動化、集積率が低く、農地の遊休化、潰廃が目立つていて、とにかく零細規模の農家、担い手の減少といふのが出ております。それから大規模農家の確立が、それにしては遅れている。それからもちろん農地の流動化、集積率が低く、農地の遊休化、潰廃が目立つていて、三つ目に特に言いたいのは、私も県公社の職員として地域に入る時に、こういう条件不利地の中につて機械をいっぱい持つているのです。田植え機、トラクター、コンバイン。こちらの大型圃場であれば機械を整備されてもよろしいのですけど、条件不利地の中で、もうほとんどの農家が三セット持つています。

今公社の事業でいろいろ調査もしているのですが、六〇ヘクタールぐらいの中に約七〇戸の農家のアンケート調査をしました。それでどういう機械をお持ちかというのを金で計算しますと、六〇ヘクタールの田んぼの中に約二億円の機械がありました。数字を出して言えば皆さん彬彬といふられると思うのですが、全ての農家がほとんど機械を持つていて、そういう機械が条件不利地であるにもかかわらず埋もれていると。そ

図1 耕地面積の推移(広島県)

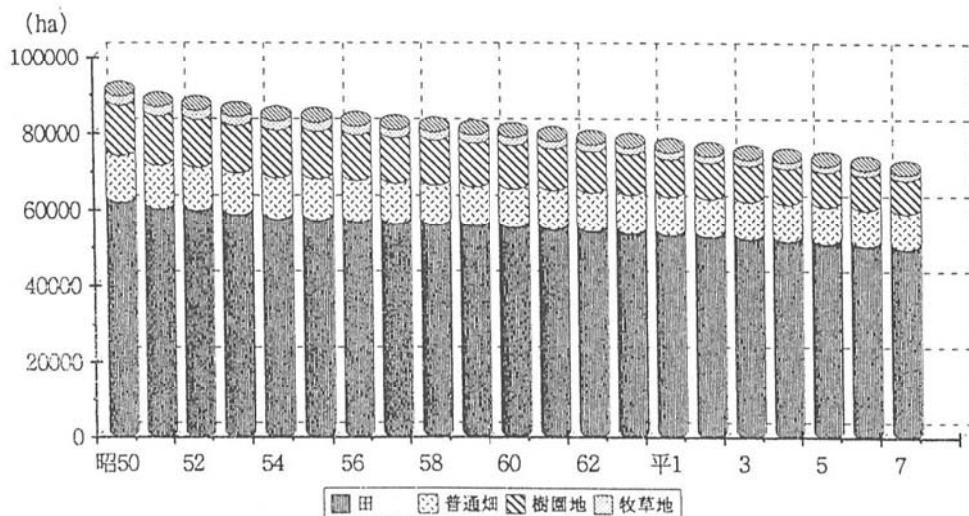


表6 耕地の拡張・かい廃面積の推移

(単位: ha)

区分	拡張(A)					かい廃(B)				A-B	
	計	開墾	干拓	復旧	田畠 転換	計	自然 災害	人為 かい廃	田畠 転換		
田元	40年	48	44		3	1	1,250	193	912	143	△1,200
	45	35	19		2	14	1,800	1	1,700	94	△1,760
	50	95	43		21	31	1,160		1,030	133	△1,070
	55	5	0		0	5	395		294	101	△390
	60	2	0		2		444	27	358	59	△442
	61	12	0	12		-	464	3	420	41	△452
	62	3	-	3		-	548	0	476	72	△545
	63	-	-	-		-	553	12	488	53	△553
	元	-	-	-		-	408	-	364	44	△408
	2	12	-	12		-	547	-	448	99	△535
	3	-	-	-		-	608	-	555	53	△608
	4	-	-	-		-	616	-	558	58	△616
	5	-	-	-		-	551	4	491	56	△551
	6	3	-	-	3	-	629	-	558	71	△626
	7	0	-	-	0	-	670	-	568	102	△670
畠元	40	608	461	2	2	143	1,410	37	1,370	1	△802
	45	425	320		11	94	1,530	0	1,520	14	△1,110
	50	377	241		3	133	1,000		970	31	△624
	55	156	55			101	305	0	300	5	△149
	60	170	91	17	3	59	423	5	418		△253
	61	144	103		0	41	589	-	589	-	△445
	62	151	79		0	72	549	-	549	-	△398
	63	172	119		-	53	321	1	320	-	△149
	元	72	28		-	44	915	-	915	-	△843
	2	131	31		1	99	599	-	599	-	△468
	3	106	53		-	53	358	-	358	-	△252
	4	111	53		-	58	313	-	313	-	△202
	5	58	2		-	56	335	-	335	-	△277
	6	85	14		-	71	561	-	561	-	△476
	7	129	27		0	102	555	-	555	-	△426

資料：農林水産省『耕地及び作付面積統計』

(注) 前年の8月から当年の7月までの面積。

こへ条件整備もしないままそういう機械を買つてきますので、機械以上
の労働力が投入されて埋もれているという現状であります。

二、「(有)農業公社ファームランド広島」

の設立

(一) 設立の目的

こういう現状が平成に入りまして、各地からどんどん声が聞こえてきました。それで農業開発公社も、ますそういう話から、売買流動化、貸借とか売買の事業を今やっていますけれども、それだけではなかなかやつていけない。やつていけないというのは、農地の流動化ができない。じゃあソフトとハードをセットしようじゃないかというような動機で、農業公社ファームランド広島というのができてきてるわけです。

その経緯についてややご説明させていただきたいと思いますけれども、先に説明しましたように、広島県は特に高齢化が進んでおります。農業従事者の高齢化と担い手不足、農作業委託を希望する農家の増加、耕作放棄地の増加などによりまして、地域の維持管理、環境保全の管理、または営農集団、そして市町村公社におけるオペレーターの雇用確保の問題等がどんどん出てきました。これが平成四年か平成五年ぐらいだったと思います。先程申し上げましたように、県の農業開発公社は農地保有合理化事業というソフトのものと、これからもやられていてます機械作業ですね、自ら公社の職員がブルトーザーやバックホー、またトラクタ－に乗りますし、機械部門がござります。その二つの部門を合わせまして平成五年に農作業受託推進班というのを公社内につくりました。もちろん職員は全部公社の職員でありますし、その中で水稻の基幹作業だけをやっていくんじゃないかと、実験的にやろうじゃないかといつこじで、平成五年にスタートをしました。これが農業公社ファームランド広島の

前身になるわけです。

平成六年には県単事業で、その公社がつくる農作業の会社を広域的農業生産法人として認めてやるうじやないかと、県単の予算で無利子の資金をつけていただきました。予算化していただきまして、その無利子の融資をもとに農業公社ファームランド広島というのができたわけです。それが平成六年であります。社員は八名でスタートしまして、そのうち二名は公社の職員が出向しております。

(二) 事業の実施体制

事業の内容と推進体制ですが、農業公社ファームランドの概要ということで表をつけております。(図2) 法人の名前は「有限会社農業公社ファームランド広島」ということになつております。住所等がすつと書いてあります。法人の構成員及び出資金といつところがありますが、ここに名前が上がっているものは全て、今はもう退職した者や公社を辞めて会社に移った者もいますけど、この時点では皆公社の職員であります。現在松島亨というのが社長ですが、これも農業開発公社の担当部長をしておりまして、今はファームランドの代表取締役という形になっております。本来であればファームランドの社長がこちらの方へおじやましてもつと具体的な話をしたいところだったのですが、所用で来れないとということがあり、それで急遽私がこういう事業の説明をしていることがあります。役員も右に書いてありますように、農業開発公社からの出向ということで名前が書いてあります。今四人ほど行つております。監査役も毛利というのが農業開発公社の常務理事でござります。こういったような会社で農業公社ファームランド広島ができるおるとつことがあります。要するに有限会社農業公社ファームランド広島といえども、県の農業開発公社と全く一緒だと、一緒に事業をやつている。農業開発公社が合理化事業をもつていてファームランドはその実践部隊であるところのような形で事業を推進していくという姿を見ていただけ

図2 農業公社ファームランド広島の概要

法人の名称	有限会社 農業公社ファームランド広島																											
代表者職・氏名	代表取締役社長 松島 亨																											
所在地	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目二番一六号 (三次営業所: 〒729-6201三次市和知町365-4)																											
電話・FAX	TEL 082-541-5188 (三次: 0824-66-1481) FAX 082-541-5177 (三次: 0824-66-1832)																											
設立年月日	平成6年7月20日																											
法人の機構図	 <pre> graph LR A[取締役会] --> B[社長] B --> C[専務] C --> D[事業第一部 （3名）] C --> E[事業第二部 （10名）] </pre>																											
法人の構成員及び出資金	<table> <tbody> <tr> <td>財団法人広島県農業開発公社</td><td>200万円</td> </tr> <tr> <td>松島 亨</td><td>20万円</td> </tr> <tr> <td>横山節弥</td><td>20万円</td> </tr> <tr> <td>川野明成</td><td>20万円</td> </tr> <tr> <td>松本一登</td><td>20万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>										財団法人広島県農業開発公社	200万円	松島 亨	20万円	横山節弥	20万円	川野明成	20万円	松本一登	20万円	合計	300万円						
財団法人広島県農業開発公社	200万円																											
松島 亨	20万円																											
横山節弥	20万円																											
川野明成	20万円																											
松本一登	20万円																											
合計	300万円																											
役員の構成	<table> <tbody> <tr> <td>代表取締役社長</td><td>松島 亨</td> <td>財団法人広島県農業開発公社</td> </tr> <tr> <td>取締役専務</td><td>横山節弥</td> <td>財団法人広島県農業開発公社</td> </tr> <tr> <td>取締役第一部長</td><td>河野明成</td> <td>財団法人広島県農業開発公社</td> </tr> <tr> <td>取締役</td><td>片場益治</td> <td>財団法人広島県農業開発公社</td> </tr> <tr> <td>〃</td><td>増原 武</td> <td>財団法人広島県農業開発公社</td> </tr> <tr> <td>監査役</td><td>毛利英人</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>										代表取締役社長	松島 亨	財団法人広島県農業開発公社	取締役専務	横山節弥	財団法人広島県農業開発公社	取締役第一部長	河野明成	財団法人広島県農業開発公社	取締役	片場益治	財団法人広島県農業開発公社	〃	増原 武	財団法人広島県農業開発公社	監査役	毛利英人	〃
代表取締役社長	松島 亨	財団法人広島県農業開発公社																										
取締役専務	横山節弥	財団法人広島県農業開発公社																										
取締役第一部長	河野明成	財団法人広島県農業開発公社																										
取締役	片場益治	財団法人広島県農業開発公社																										
〃	増原 武	財団法人広島県農業開発公社																										
監査役	毛利英人	〃																										
職員数	13名 (常勤10名 オペレーター3名)																											
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産、加工、販売 農業生産に必要な資材の生産販売 農産物の貯蔵、運搬 農作業の受託 農用地の保全管理 農用地の整備、改良 前記に付帯する一切の事業 																											
保有機械と施設の状況	<table> <tbody> <tr> <td>・トラクター</td><td>6台</td> <td>・トラック</td><td>3台</td> </tr> <tr> <td>・田植機 (6条)</td><td>4台</td> <td>・附属機械</td><td>9台</td> </tr> <tr> <td>・コンバイン</td><td>4台</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>・防除機</td><td>3台</td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>										・トラクター	6台	・トラック	3台	・田植機 (6条)	4台	・附属機械	9台	・コンバイン	4台			・防除機	3台				
・トラクター	6台	・トラック	3台																									
・田植機 (6条)	4台	・附属機械	9台																									
・コンバイン	4台																											
・防除機	3台																											
農作業受託面積 (ha)	年 度	耕 起	代 か き	田 植	刈 取	防 除	そ の 他	合 計																				
	H 8 年 度 実 繢	51	44	37	28	3	0	163																				
	H 9 年 度 実 繢	65	47	40	34	9	0	195																				
10a当たり作業料金 (円)	H 10 年 度 実 繢	73	50	50	45	15	0	233																				
	項 目	耕 起	代 か き	田 植	刈 取	防 除	そ の 他	合 計																				
	金 額	8,000	9,000	8,000	20,000	2回6,000	0	51,000																				
予算額 (千円)	H 8 年度				H 9 年度				H 10 年度																			
	136,000				180,000				210,000																			
設立の趣旨と重点的な活動並びに課題	<p>(趣旨) 農業の担い手不足、耕作放棄地の増加など地域農業や農村環境の維持・保全が困難となっている状況に対応するため、広島県の県域を対象として農作業の支援を行う。</p> <p>(重点活動) 担い手農家、農業生産組織等の体制が整うまでの間、市町村、農協、農業団体等と緊密な連携を取りながら農作業の支援を行う。</p> <p>(課題) 県内一円の農作業受託体制のため、作業面での採算性が低い。</p>																											
その他																												

ればと思つております。

現在実際に仕事をする人間は一三名おります。常勤が一〇名、ここにオペレーター三名と書いてありますけれども、これは皆オペレーターで全部コンバイン、トラクター、全て乗ります。その一三名の構成を見ますと、最近毎年一人ずつ二〇代、三〇代の職員が入ってきております。それから公社の中堅職員も一人出向しておりますので、平均年齢が三〇代ではないかなと思います。その中にはどういった方がいらっしゃるかと申しますと、地域の担い手候補の方が四、五名いらっしゃると思います。今から農地を集めて何らかの生産組織なり担い手になろうという人が、ファームランドの社員として雇用されております。社長に聞きますと、一定の期間一〇年ぐらいを目安に雇用期間をおいて、一〇年後には地域に帰つて担い手となつていただんだというような形で言っておりますけれども、その担い手候補の方も今ではもう五〇代になられておりますので、決して若くはないのですけど、今からは五〇代以上、六〇代が頑張らなければいけない時代ですので、ちょうど時代にマッチしているんじゃないかななど。

私も二〇代の者を一人、二人知つてゐるのですが、昨日まで貞つ赤に髪を染めてここへキラキラしていたのが、社長の一喝で丸坊主にしてきましたで、ある日行つてみますと草刈り機をもつて一生懸命田んぼの畦草刈つていました。これは精神的なことなんですねけど、若い人も農業の素晴らしさと一緒に農作業をして体験してみる。先程体験農場のこともありましたけど、そういうことを経験しながら、社員として農業の面白さ、厳しさを教えていく、そういう場でもあるというふうに理解いただければと思ひます。

そうは言いましても、このファームランドの社員募集をして人が来るというのは、バックには広島県農業開発公社といふ、財団法人でも県とか行政ではございませんけど、県の農業開発公社が後ろ楯になつて、そういう若い人を集めたり担い手の人を探してくるという形がござります

ので、ファームランド独自が募集をして人を集めてきたというわけでは決してございません。やはり二点と申されまして農業というのは嫌われています。「歳をとつて体が動けんようになつたら、開発公社の方へ行かしてくれるなんかの」という安易な期待のもとに来ているのかもわかりませんが、そうではなくて、やはり大きな団体がバックアップに後ろにいて、そこへ農作業会社を支援なり応援しているということを若い人達は思つてゐるのではないかと思つております。

事業の内容というのは読めばよろしいのですけど、いわば大きな六つの項目をもつておりますて、農産物の生産・加工・販売なり、農業生産に必要な資材の生産・販売、それから農産物の貯蔵・運搬、農作業の受託、農用地の保全管理、農用地の整備・改良、とにかく農業がつむるのは今からどんどん手を出していくこと。ただし手を出すのはよろしくないですけれど、ファームランド自体になかなか機械設備とか施設がございません。そこで問題になってくるのが、保有機械とか施設はどうしているのかということですが、そこにトラクター六台、田植機が四台、コンバインが四台というふうになつております。これは全て県公社の機械でございます。県の公社の機械を一部は無償もありますけれど、リースをしています。初めはどうしても立ち上がりに施設とか機械に投資できませんので、こういった形で県公社が機械リースをするという形になつております。ですから地域に応じてそれが農協さんであつたり町であつたり、また第3セクターのような形になつている場合もございますけれども、ほとんどそういうような形でうちの場合は公社の機械を使ってもらつていうふうな形になつております。

業務運営にあたりましては、やはりファームランドというのは地元主体でございまして、農作業をして会社の経営を安定させようとか、何か人件費を浮かすためにこれだけの仕事をとつてこなければいけないと申しますと、あくまで地域の農協さんなり市町村なり、地域営農集団の手助けになることをモットーにしております。農業公社ファーム

ランド広島のモットーとしているのは、やはり後方支援の役割を果たしていく、このことが次の担い手なり地域農業を支えていくことになりますしないかということだ、そういうことを目的にしております。

(三) 農作業受託実績と収支

それから県の農業開発公社には農地保有合理化事業というものがござります。先程谷本先生の方からありましたが、この事業をフルに活用しまして、中間保有機能を活用しております。売買は数はやはり少ないです。貸借で一〇年の利用権を設定しまして、今現在公社の方で一〇ヘクタールの農地を抱えております。だれも借り手がありません。それをファームランドに農作業受託させまして、その米を売つて地主さんに小作料を払つて、残りの金で農作業をやつしているというようなことが大まかなものです。ですから公社が一〇年間ほど、地区によつても違いますが五㌶単位、一〇㌶単位で農地を抱えております。もちろん転作もしますので転作田を利用した土地活用も今後考えなくてはいけない。このようにソフトとハードをセットに、何回も言いますが、農作業受託なり推進しているという状況でございます。

先程言いましたように、担い手の人は四〇代、五〇代、六〇代も今から入ってくると思いますが、脱サラとか定年退職で地域へ帰ってきたけどなかなか機械設備がない。こういった方も職員にはなれなくとも、言葉はちょっと悪いですが、常雇いとか日雇いでファームランドに入つていただいて、まずはトラクターとかコンバインの技術研修をする。それから公社のそういう土地利用調整を使いながら徐々に経営を増やしていく。小さい地区なりにだんだん経営を増やして農地を守つていくという姿勢を持っていると思います。

それから問題の経営状況はどうなんだろうかということですが、決して経営は良くありません。赤字の団体でございます。(図2) 平成八年度に一億三、六〇〇万、平成九年度の今は一億八、〇〇〇万、平成一



▲報告する居升課長さん

〇年度は一億一千万円、これはあくまで予算額でございます。やはり農業といういう団体が株式会社と違うのは、農業公社ファームランドはアームサービスの事業体であるということがモットーになっておりますので、だからと言つて経営が赤でもいいぢやないかという意味ではあります

ませんが、一生懸命やりましてもなかなか農作業だけでは食べていけないという現実があります。経理の内容は、私も直接ファームランドの社員でないので聞いてきました。年間どのくらい赤字になつてているのかと聞きますと、五〇〇万から六〇〇万ぐらいの赤字があると。それがもう五年目に入つてますので、掛け算すればだいたいわかると思いますが、三〇〇〇万円ぐらいの累積赤字があるのではないかなと。それも先程来から言つてますように、公社の職員が出向しているわけです。機械も公社のものを使つているわけです。そういつたような県公社の依存度が高いわりにはそついたことになつていています。

これは何故かと言ひますと、まずは人件費が、私も含めて公社の職員は給料が良いのかということになりますが、そうではなくて、公的な立場での支援をするということにしていて、農作業受託の料金が、採算ベースで単価が決まってこないわけです。ある一定の地区では地域の生産組織なり担い手は六十円で代引き・荒起ししてくれます。公社が行くと、基準表についてはあとからまた説明しますが、反当八千円です。それでファームランドが入つていただけるかと言ひますと、入つていけません。だからやはりそれよりも安く五千円にしなければいけない。そういったような事情が現実なのです。だけとそういう要望を無視して農業公社ファームランドというのはやつていけない。今から長い将来地域の支援するという役目があるならば、そういつたことにも耐えてやついかなければいけない。今採算ベースでいきますと、年間一人当たり六〇〇万から七〇〇万くらいの人件費がかかるとします。今一四・五人体制ですから、事業費から申しますと一億八千万から一億円ぐらいの事業量を確保しないと事業展開ができないという事情であります。

来る時に平成九年度について聞きますと、だいたい一億八千万という数字で決算しておりますけれども、そのうち農作業受託の収入は四、六〇〇万ぐらいです。

(四) 加工・販売実績

それから農産物の販売をやっております。先程転作田で利活用としましたけれども、メロンとかトウモロコシ、それから米、米ももちろん販売しますが、餅米を作りますし、正月には正月用の餅を売つたり、一月、二月には県がやりますふるさと産品のフェスティバルとか市町村のフェスティバルに豆餅などを出したり、そういうこともして農産物の売上げはまだまだ、恥ずかしい話ですが一五〇万程度でございます。じゃあ後の金額は何かと言ひますと、いわゆる農業開発公社がやっております基盤整備の土木工事です。土木工事で道路とか水路をつけるわけではありません。圃場整備で整地した後にトラクターでやりますと、農家のトラクターが小さいためにどうしても埋まつたりしますので、公社が整地した後、工事から言えば、荒起しをつけてあげましょう、うちの大型五〇馬力、六〇馬力のトラクターで耕耘してあげましょう、それで農家に渡してあげましょう、ということでファームランドを使つていて。優先的にそういう仕事をファームランドに回していく感じにお考えいただければいいと思います。そうしないと、先程言いました一億八千万、二億という事業量を確保することができない。そういつたようなことで、県公社もファームランドの経営についても、役員、社長も公社の職員ですから、そういつた面で深く支援しているということをばります。

(五) 農作業の受託と利用権設定の問題点

農作業の料金ですが、(図3)荒起しが七、〇〇〇円~九、〇〇〇円と幅をつけております。それから代引きが八、〇〇〇円~一万円、これ

がだいたい県内の各町村の方で設定されている基準単価というふうに聞いております。農業公社ファームランドは圃場整備田を条件に受託するという形にしております。圃場整備未整備田はひとつこれらえて下さいというふうに頭を下げる形でいるわけですけど、圃場整備田をもらうからみな形がいいのかと言いますと、てんでもらはりであります。先程言いましたように飯米の意識が強くて、自分たちが作った田んぼは一度は自分で作つてみたいと。広島県人は特に島国根性というのがありますて、「土地は誰にも渡しはせんぞ。何で売るもんか」と。これは生の声であります。それで地域の人々が頼みに頼みに歩いて、「ひとつ、農地を集めたいけえ、貸したんさい」広島弁で言うわけですね。貸してくれと言えば、「ほいじゃあ、しかたないのう。小作料二万円出せや」と。とんでもないです。そういう話になつてくるので、なかなか農地が集まつてこないのです。ですからこういうふうな単価でやっても、ここで代かきやつてみたら、ここで田植えがあつたりするわけです。代かき・耕起がず

図3 平成9年度農作業料金表

1 基幹作業受託

作業内容	単位	金額(円)			備考
		0.5ha～2.0ha	2.0ha～5.0ha	5.0ha以上	
荒起	10a	9,000	8,000	7,000	春一回
代かき	タ	10,000	9,000	8,000	本代のみ
田植	タ	9,000	8,000	7,000	補植なし
施肥田植	タ	10,000	9,000	8,000	肥料委託者持ち
農業散布	タ	4,000	3,000	2,000	農業委託者持ち
刈取	タ	23,000	20,000	17,000	カントリー持込運賃含む

※消費税別

地区面積については、ほ場整備事業採択地区を基準として考える。

2 稲作一貫作業受託

作業内容	単位	金額(円)			備考
		0.5ha～2.0ha	2.0ha～5.0ha	5.0ha以上	
一貫作業	10a	116,000	106,000	96,000	消費税別

※地区面積については、ほ場整備事業採択地区を基準として考える。

荒起、代かき、除草剤散布、施肥、田植、防除2回、追肥、草刈2回
刈取、カントリー持込まで（カントリー使用料委託者持ち）

○水管理、カントリー申込み等の諸手続は、委託者で行う。

○苗・農薬・肥料は、受託者持ち。

[土壤改良剤……………石灰チッソ入りミネラルG 120kg／10a
ヨーリン 20kg／10a
肥料……………あきみのり 20kg／10a、稲2号 30kg／10a
春農薬……………エリジョン、アクト、ビームアドバンテージ
第1回防除使用薬……バリダシン、ビームゾル、展着剤
第2回防除使用薬……ラブサイドゾル、トレボン、展着剤]

3 全面受託（利用権設定）

- ・利用権設定等促進事業とし、5年契約とする。
- ・小作料は、各市町村農業委員会により定められた標準小作料を基準として、それぞれの地域の実情を考慮して決定する。
- ・水管理は地主で行う。但し、水管理料として7,000円／10aを支払う。

☆お願い

作業料金の精算は、7月末と11月末の年2回とし、
稲作一貫作業受託の生産については、11月末1回とします。

一つひとつながつていれば作業効率が良いのでいいのですが、ファームランドは一つ飛びにやつてゐるような状況です。というのは、誰も地域の者がやらない。それを何とか遊ばしてはいけないから農業公社ファームランドに作業受託がくるわけです。それを応援しているということで、この単価で本当は採算ベースが合わなければいけないんだけど、なかなか採算ベースが合つてこない。

それから先程公社が一括全部利用権を設定して一〇年ぐらゐの設定をもつてゐると言いましたが、これは全面受託といつたことになつてゐます。利用権設定の場合で、公社と地主はどういうことで小作料を結んでいるかと言いますと、地元の農業委員さんの決められている標準の小作料をもとに決めております。ですから去年あたり大変厳しかったのです。広島の場合標準小作料が圃場整備田で一万五千円から一萬八千円です。それを公社が地主さんに払うわけです。それで米が幾らで売れたかと言いますと、先程一万三千円時代と言われていましたけれども、広島でだいたい一万二千円ぐらいです。「コシヒカリだつたら一万三千円から一萬四千円いくのですが、広島はコシヒカリが少なくて、ナカテシンセンボン」といつて広島県特産の米です。公社が米を売つて地主さんに小作料を払う。残りの金で作業受託をして下さい。それも肥料も防除も農薬も、それからカントリーもその収量も全部入つてくるわけですから、皆さん、今日は「口の方はかりお集まりなので、これ以上言わなくて、「赤になつてゐるな」ということがおわかりだと思いますが、大変苦しい状況にあります。ですから機械費とか人件費とかいうのは公社がバックアップしているといつことであります。

そういつた農業公社なのに今後やつていくのかと、どういった方面でじゃあ展開していくのかということになるわけですね。ファームランド、自体も県公社なり県からいろいろ支援していただいていますけれども、やはりもとは地元の主体になつてゐるわけです。地元の地域営農集団、市町村、農業委員会、農協、そういつた組織を作つたじゃないか。支援

する団体を作ろうじゃないかと声をかけましたといふ、後から話をしますが、広島県は連絡協議会というのを作つております。そついつたものを使って日頃の情報交換なりやつていただきたいということあります。先程言いましたファームランドが広域的農業生産法人という性格からも、ある一定の地区ではなくて、県内各地から要望があります。いろんな要望が出てきまして、何度も言いますが、地元主体の営農を後方支援するという立場をとつていてますから、あそこの田んぼとあそこの田んぼをやれば効率が良くて、金が安く済んで、ファームランドに金が残るんだなと言いましても、公という文字がうつすら後ろに光つてますので、ファームランド自体からいきますとなかなかそういう面で積極的にできなさい。だから圃場整備田ばかり今はしているんですけど、要望の中には、未整備田もやつてくれという要望が大変出てきています。それで「圃場整備してなければ、コンバインの四条、五条も入らないから、難しいんですよ」と、「そういうものかいな。農業公社と名がついているじゃないか。何とかせい」という意見が出てきます。

(六) 集合的利用権等調整作業の推進

そういつたことも今後どういうふうな形で・・・そういう農作業受託を展開していくかなければならないんじやないか。どういうふうにしたらいいんだろうかということで、今広島県公社は農業開発公社、県の公社をもとに農地保有合理化事業の中に、利用権設定等促進事業というのがあります。これは集合的利用権等調整事業と言いまして、私どもは集合事業と言つていますけれども、地域なり農家の意向を調査しております。平成八年から九年、今年度にかけまして、今後農地をどうするのか、今後農地をどうしていくのか、それから担い手はいるのか、地域として今後地域営農をどう考えているのか、どううふうな意向を調査して、その地域の土地利用計画を作りましょうというようなソフト事業です。それが出来ますと、今度はもうと具体的なデータをとつていくわけで

す。先程機械の話を出しましたが、「あなたの持つてらる機械は何年に幾つで買われて何年までお持ちなんですか」と。これをファームランドがやりますと嫌うしいのですから、県公社の職員で農地保有合理化事業でやつてらる。そして、どこの農家がどうう機械を持つていて、

いにはバアになるか、というデータを持つておくわけです。それでそういうデータをもとに地域の営農組合、地域の担い手候補の方、それから県公社、市町村農業委員会、やつてたような形で推進会議をもつて、一つの土地利用計画を作るわけです。この一帯は担い手の方に集めてやつてもらおう。残った土地は公社が持つておきますから、ファームランドに管理・耕作させましょ、という絵を作つて地元の方に合意を得るわけです。

今それを実践中なものですから、どういう成果があるといふなわけにはなりませんけれども、先程七〇ヘクタールに一億ぐらいの機械費があると言いましたが、その調査をした関係上皆さんにつの前公開しました。そうしたら地域の皆さんもびっくりされていまして、これはもう機械なんか買うものじやないと。それで例えば田植機が来年駄目になるよとかコンバインは次の年もう駄目だという農家を色分けします。それをどんどん公社が保有していくわけです。ある程度まとまつた段階で地域の担い手、こういう農作業受託組織の方へ利用調整していく。このような仕組みを構築しつつあります。こういつたものをもとに、小さいことは言え集積された農地を、ファームランド、担い手、地域営農という形で区分して、効率の良い作業ができる地域を作つてこらじやないかといつ呼びかけをしております。

こういつた会議の中で、ファームランドの担い手候補として勉強する職員とか公社の職員、また地域の農業者の方も入つてやりますので、今勉強中の担い手候補の方も、地元に帰つた時に、ただ単にオペレーター技術とか栽培技術だけではなくて、農地の利用調整といつものも勉強できる場を作つてらる。これが将来的に一〇年、一〇年先には役立つ

のではないかといふに思つております。

私も昨日も瀬戸内海の島へ行つて、ミカンの遊休地の中の営農組合の人と話してきましたが、じりに行つても受け手がやつぱり問題なのです。よくよく話し合つた結論は、担い手候補者は地元の方ではなくて県の農業開発公社がなつてくれやと。実働部隊はファームランド広島でいいじゃないかと。当面はそれでいかにやあいけんそというのが広島県の実態です。しかし県公社は組織も小さくて、ファームランドの人員も先程申し上げたようなことなので、なかなか地域の要望に応えられていません。それではどうすればいいのか。中間的に公社もそういう役目をするのだが、じりしても担い手を作つていかななければいけない。先程ファームランドの例で言えば、機械費とか施設費とかいろいろお金がかかる。それを先程言いました集合的利用権等調整事業で土地利用計画なり農作業受託の計画というものを作り上げますと、機械のリース補助ができるような制度がござります。農作業受託をもとに機械をリースするわけです。多分じりからでもやられているのではないかと思うのですが、トラクター、田植機、コンバインを公社が一回リース社から借りましてそれを地元に貸し付ける。これの半分を限度にリース補助しましょ、という事業であります。こういつた事業で施設経費なり機械費を軽減していくところ動きを今しております。

(七) 市町村公社の必要性

それで何回も言つのですが、農作業受託組織をつくつても、ただ単に農業だけではなくてソフトからハードへど、そういうものをセットに市町村公社をつくつていかないと、ハードだけやつておくじりつても經營自体難しい面が出てくるということがあります。広島県公社としては、ソフト的には先程言いました、集合事業による農地の利用調整を進めるとともに、ハード的には機械のリース補助をじりきたい。それから市町村、県におかれましては、なかなか財政が厳

しいとは言つても補助事業のメニューを考えていたい、なるべく補助金が落ちるような事業を考えたいたい、それから無利子の融資金を今お願いしているところであります。今は県の立場ではなくてファームランドの職員の立場で言つております。公社の職員の立場でなくて農作業をやっている立場で申し上げますと、やはり運転資金につまついくわけです。だから無利子の資金、それから先程県公社が広島県ではやっていきますけれども、農地の利用調整、これはどうしてもセットのものでないとできないということがあります。

(ハ) 遊休農地の活用対策

それから、広島県は遊休農地の対策を特に考えております。冒頭説明しましたように、中国山地の過疎地帯で、県北に行きますと一〇ヶ一五ヶの集落がございまして、住んでおられるのは一軒ぐらいです。それも高齢者のおばあさんが一人住んでいて、この前農家調査へ入った時に、お茶を飲みながら話したのですが、「最近ではイノシシ、サルに囲まれて生活しているような感じがしているよ」と。「おばあさん、田んぼはどのくらい植えとつてんですか。誰に頼んどってですか」と聞きますと、「四月に来てみんさい」と、これ広島弁なのですが、「遊休地と言われている土地を測るよりも植えてある田んぼを測っちゃった方がええよ」と。そのぐらいの割合が遊休地になっているということなのです。そういう状況の中で、そうは言つてもおばあさんの気持ちは農地を誰かに守つてもらいたい。荒れっぱなしでは先祖代々に申し訳ない。そういう形になっています。そつか言つても山に返したくない。というのは、そのおばあさんの田んぼは五〇年代の頭ぐらいに圃場整備してある田んぼなのです。ですから三〇四年の道路はもちろんついているのです。そういう所でさえも荒れてきていたという現状であります。

最近公社の事業にも県の事業にもこの事業にも遊休地の解消事業とい

う声が出てきましたが、公社が遊休地を一口借り受けるのです。それで集まつたり、誰か借り手がいるのかどうかと市町村の農業委員会または改良普及センターなどと話をしまして、じゃあ遊休地を借りて倒して暗渠排水をして完全化したら、誰か借りる人がいるのか、一〇年先には買ってくれるのかどうか調査も入つてます。今県公社は、そういう形で平成一〇年、一年ぐらいから遊休地を、遊休地だからこそ公社が借りて改良をして扱い手に貸し付ける、こういった事業を進めていこうと思っています。

それで先程ファームランドの話がありましたが、そういうた農地をもし借り手がないのならファームランドの方で管理・耕作してもらおうじゃないかと。それから特産物として例えば米を作るのがあまり良くなれば、広島の方ではアスパラとかブロッコリーとかジャガイモももちろん作っておりますが、トウモロコシ類、そういったものを、じゃあファームランドの職員がそういう田んぼを借り受けやってみようじゃないかと。そして米を作る作業をずっと効率化していくといった高付加価値の産物の方へ力を入れていこうじゃないか、そういうことを今考えております。

平成一〇年度県の関係で予算化したのですが、中山間農地緊急保全事業ということで広島の方では話題になつておりますけど、棚田保全の前倒しというものに対し補助を出そうと。長野県でも昨年末ですか、テレビか何かに出でおりましたが、单町で前倒し事業をやられている。それを遅らせながら広島県もやりだしたというところです。今後こういうふうな遊休地対策におきましても、県公社とファームランドがセットになって遊休地の解消に地域の支援をしていこうじゃないかという意向があります。検討中であります。今調査段階であります。

それから担い手対策については、社員なり技術の研修の場として提供するといったふうに言いましたが、最近広島県でも新規就農者といつて全国各地に呼びかけました。県の農業開発公社は、売買した土地です

けれども、畠の面積で約一五〇ヘクタールぐらいの農地を保有しております。今は一時的に借りている人もいますし、それから将来買ってくれる人も使っていますが、実際遊んでいる農地が、これは大きな声で国に聞こえますと怒られるんですけど、六〇ヘクタールぐらいの畠を持つております。これは所有者として持っているわけです。本来であれば大きな生産法人に売る予定でしたが、こういう農業が厳しい中で難しくなったと。それじゃあこれを遊ばす手はないそということで、新規就農者を全国に呼びかけまして、今全国から約五〇の方々が入っておられます。既にもう買われて、いろいろな鉢花を作ったり野菜を作ったりトマトを作ったりされていますが、やはり希望だけで入って来られる方が多いのですから、実際農業の厳しさ、経営の厳しさというものに直面されて去られていくと。だから今県なり地元から言われてるのは、農業公社のファームランドが月給一〇万円でもいいから雇つてくれて、農作業を勉強しながら一年か二年研修させてくれないかと。そういう受け皿になつてほしいという声がありまして、そういう方面で平成一〇年度もファームランドはやっていかなくてはいけないのではないかなどということを社長が申しておりました。いわゆる研修農場なり研修道場的な役割を、農業公社ファームランド広島もやつていろいろとこれからあります。

二、市町村農業公社との連携

先程ちょっとと話に出しました市町村、農協との連携についてですが、広島県で今市町村公社が一三公社であります。財団法人向原農業公社から始まって農業公社の名前が連ねてあります。行政の町の方、それから最後に賛助会員として県、農業会議、農協中央会、それから経済連というふうに、いろいろ連絡協議会というものをつくっております。県の農業開発公社がこの事務局をもつております。随时会を開いては事業推進においてじついた目的なのか、それから受け手をひきかねるのか、そういう情報交換する場になつております。

四、今後の課題

今まで話しましたように、公社設立に当たつてはひいの市町村公社も県、市町村、農協、こういった方の支援を受けています。中には職員の出向があつたり、県公社がファームランドにやつておりますように、機械を貸したり、それから今度は農協さんから言え、出来たものの販売流通の確立をしてあげたり、そういうふうな幾ばくかの支援をうけているわけです。その公的支援を受けるためには、やはり遊休地解消をやるとか、少々赤でも担い手の受け皿になつて仕事をするとか、地域農業を支援するとか、そういう公的性格をもたなくてはいけない。そのようなことで県の補助金とか無利子の融資等の話も出しました。しかしファームランドの経営内容の中でも説明しましたように、ファームサービス事業になかなか私的収入と言いますが、収益事業に参入できない状況があるわけです。このことから、先程谷本先生も言われていましたが、どの公社も決して経営はうまくいくつてしないと。そういうところがくるんじゃないかな、これは個人的見解です。ファームランドだけかもわかりませんが、確かにそういう儲け主義の農作業はできないよ、儲け主義の農産物の販売もできないよ、そういうたどりがあるのではないかなどと思いません。行政団体から公的な支援とかまた農地利用調整は地元の農業委員会と流動化推進委員さんがやるのだから、今の県公社であれば公社が地域の農業委員さん、推進委員さんと一緒に農地の利用調整なり有効利用を考えようじゃないかというのをやるとか、そのように役割分担を明確にする必要がある。そのためにこの連絡協議会というものをつくつてもらわなければいけないわけです。そういう連絡協議会をもとに県の方へどんどん提案していくこという役割をしてもらのではないかな

ながるところじであれば、どんどん行政なり農協さん、それから地元の農業委員さん、農業委員会にご支援いただきたいというふうに思つております。

広島県の農業の事情や農業公社ファームランド広島の概要、今後の展開をかいつまんて話させていただきました。

利地問題の解消に微力ながら大きく貢献する点は多いと思います。何度も言いますが、県公社の役割も重要ですが、県や市町村、農協等各種団体の支援なくしてはその長期的な継続は見込まれておりません。ファームランドは今度設立五年目を迎えるわけですけれども、決してその経営は順調ではございません。まだまだ自らマネジメントのあり方を考え、ファームランド自身もマネージャーを育成・確保していくないと、地域の担い手育成とか地域支援ができるない状況になつてはいけませんので、今後も県公社と併せて勉強をしている最中でございます。

喉もぼちぼち涸れてしましましたので、十分な説明ではなかつたかと思いますが、広島の方から来て小さな話をしたということでもいいのですけれども、こういう農業公

社なり農作業受託会社についての知恵と言いますか事例として、一つでも皆さんのが後に役立つていただければと思います。一つの事例として受け止めていただきたいと思います。簡単ですが、現地からの報告とさせていただきます。

広島県市町村農業公社等連絡協議会会員名簿

区分	名 称 等	農業公社等設立年月日	連絡先
会員	* 財団法人 向原町農業公社	昭和63. 9. 26	畠山田農政課419 ☎0826-46-4303
	吉舎町農業総合管理公社	昭和2. 6. 1	第三課吉舎町三五622 ☎0824-43-3900
	財団法人 みわ町まちづくり公社	昭和3. 3. 29	第三課三河上飯木613 ☎0824-52-3969
	有限会社 千代田町農林建公社	昭和4. 3. 26	山県千代田町南532-1 ☎0826-72-8044
	* 財団法人 広島市農業振興センター	昭和4. 4. 1	広島市安佐北区川8-30-12 ☎082-845-4770
	有限会社 みらさか農業公社	昭和9. 4. 1	第三課三段坂三段坂2532-1 ☎0824-44-2796
	有限会社 里松陽光の里公社	昭和6. 4. 13	神石郡里松村下里松761-3 ☎08478-4-2383
	有限会社 東広島市農業公社	昭和7. 3. 23	東広島市西条新町8-29 ☎0824-21-2228
	* 財団法人 美土里町振興公社	昭和7. 11. 1	高田郡美土里町本郷1775 ☎0826-54-0180
	財団法人 上下町まちづくり公社	昭和8. 10. 25	甲城郡上下町矢野691-2 ☎084762-4990
員	財団法人 作木村ふるさと振興公社	昭和9. 11. 1	庄原市作木村作木674 ☎0824-55-2111
	福 刈 町		産業課 ☎0823-66-1111
	豊 栄 町		農林振興課 ☎0824-32-2211
	豊 浜 町		建設経済課 ☎08465-8-2211
	油 木 町		産業課 ☎08478-2-0211
	神 石 町		産業課 ☎08478-7-0211
	總 領 町		産業振興課 ☎082488-2111
	甲 奴 町		振興課 ☎084767-2121
	君 田 村		経済課 ☎0824-53-2111
	布 野 村		企画振興課 ☎0824-54-2111
賛助会員	西 城 町		産業課 ☎08248-2-2121
	東 城 町		振興課 ☎08477-2-5111
	(口) 和 町		産業課 ☎082486-2111)
	* 財団法人 広島県農業開発公社		事務局 ☎082-541-5188
会員	広 島 県		農村対策課 ☎082-228-2111
	広島県農業会議		☎082-221-1877
	広島県農業協同組合中央会		農政営農課 ☎082-243-6459
	広島県経済農業協同組合連合会		総合企画課 ☎082-544-3711

* : 合理化法人